

周防大島町告示第92号

平成28年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成28年11月30日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成28年12月7日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君

新田 健介君

吉村 忍君

砂田 雅一君

田中 豊文君

吉田 芳春君

平野 和生君

松井 岑雄君

尾元 武君

新山 玄雄君

中本 博明君

久保 雅己君

小田 貞利君

荒川 政義君

○12月16日に応招した議員

○12月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成28年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成28年12月7日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成28年12月7日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 同意第1号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第1号 平成28年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第2号 平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第3号 平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第4号 平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第5号 平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第6号 平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第7号 平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第8号 平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第9号 平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第10号 平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第11号 周防大島町水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 周防大島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第13号 周防大島町水道事業給水条例の制定について
- 日程第19 議案第14号 周防大島町水道事業行政財産使用料徴収条例の制定について
- 日程第20 議案第15号 周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 周防大島町税条例等の一部改正について

- 日程第24 議案第19号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第25 議案第20号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 日程第26 議案第21号 柳井地域広域水道企業団規約の変更について
- 日程第27 議案第22号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について
- 日程第28 周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第29 地域活性化特別委員会の設置について
- 日程第30 防災対策特別委員会の設置について
- 日程第31 議会広報編集特別委員会の設置について
- 日程第32 猪対策特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 同意第1号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第1号 平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第2号 平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第3号 平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第4号 平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第5号 平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第6号 平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第7号 平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第8号 平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第9号 平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第10号 平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第11号 周防大島町水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 周防大島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第13号 周防大島町水道事業給水条例の制定について

- 日程第19 議案第14号 周防大島町水道事業行政財産使用料徴収条例の制定について
- 日程第20 議案第15号 周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 周防大島町税条例等の一部改正について
- 日程第24 議案第19号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第25 議案第20号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 日程第26 議案第21号 柳井地域広域水道企業団規約の変更について
- 日程第27 議案第22号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について
- 日程第28 周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第29 地域活性化特別委員会の設置について
- 日程第30 防災対策特別委員会の設置について
- 日程第31 議会広報編集特別委員会の設置について
- 日程第32 猪対策特別委員会の設置について

出席議員（14名）

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君 議事課長 大川 博君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
公営企業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	奈良元正昭君
産業建設部長	……………	池元 恭司君	健康福祉部長	……………	平田 勝宏君
環境生活部長	……………	佐々木義光君	久賀総合支所長	……………	松田 博君
大島総合支所長	……………	奥村 正博君	東和総合支所長	……………	中田 兼歳君
橘総合支所長	……………	青木 一郎君			
会計管理者兼会計課長	……………				木村 秀俊君
教育次長	……………	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	……………	藤田 隆宏君
総務課長	……………	中村 満男君	財政課長	……………	重富 孝雄君
水産課長	……………	瀬川 洋介君	上下水道課長	……………	伊村 明彦君

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

本日は、御出席いただき、ありがとうございます。ただいまから、平成28年第4回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、吉村忍議員、4番、砂田雅一議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る11月30日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月19日までの13日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月19日までの13日間とすることに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年9月以降、本日まで議会に提出されております文書についてを御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例月現金出納検査（9月・10月・11月実施分）及び定期監査（9月・10月・11月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、陳情・要望について2件受理しております。議会運営委員会でお諮りいただき、陳情・要望第38号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、最終日に上程を予定しております。陳情・要望第1号平成29年度市町予算編成に際しての商工会助成については、議員配布として、既にお手元にお届けしております。

続いて、系統議長会関係について、11月2日、山口県町議会議長会11月定例会が開催され、平成29年度事業計画や山口県知事へのイノシシ等の鳥獣被害防止対策への財政支援要請等について協議がなされ、議決されました。

11月8日、第35回離島振興市町村議会議長全国大会が開催され、離島航路・航空路支援法（仮称）の早期制定を求める特別決議など、特別決議1件、14項目の要望が議決されました。

翌9日には第60回町村議会議長全国大会が開催され、東日本大震災及び熊本地震からの復興・復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議など特別決議5件、25項目の要望、さらには地方議会議員選挙の活性化など、町村議会の充実強化に関する重点要望が議決されました。

続いて、研修について、9月29日、セントコア山口におきまして自治研修会が開催され、常任委員長さんをはじめ、4名の議員さんが出席されております。

続いて、町人会関係について、9月25日の近畿東和会へ新山議員さんが、10月15日の東京東和町人会へ田中議員さんが、11月19日の東京大島郡人会と11月20日の近畿大島会へ尾元議員さんと私、荒川が出席いたしました。

それぞれの会におきまして、会員との情報交換と親睦の輪を広め、語らいの中から、ふるさとに対する熱い思いと思いを寄せる期待の大きさに、島を守る我々の責任の重大さを肝に銘じたところがございます。

関係議員さん、皆さん大変お疲れさまでございました。

また今後、東京久賀倶楽部、東京たちばな会、関西橘町人会が予定されており、この件につき

ましては、議員派遣として御議決をいただく予定にしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告並びに議案説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長から、行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。平成28年第4回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走の大変御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、誠にありがとうございます。

最初に、3期目就任後、初の議会定例会の開会にあたりまして、私の町政運営に関する所信の一端を申し述べ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いする次第であります。

このたびの町長選挙におきまして、無投票により3期目の町政を担わせていただくこととなり、周防大島町が直面している課題の大きさと重さと町民の期待で、身の引き締まる思いであります。

町民の皆様から付託されました、誰もが主役になれるまち、そして幸せに暮らせるまちづくりの実現に向け、しっかりとこれに取り組んでいく所存であります。

そのためには、やはり合併以来の最重要課題でありました財政の健全化は、引き続き取り組むべき課題であるということは言うまでもありません。これまで、皆さんの御協力をいただきながら、大胆な行財政改革を徹底し取り組んできた結果、ようやく中期的な財政運営に目途が立ってきたところであります。しかしながら、任期中に合併から15年を迎えるということとなります。国からの財政支援が終了するなど、今後迎える財政環境を見据えれば、今まで以上に行政の効率化・簡素化に間断なく取り組んでいく必要があると思っております。いかなる行政運営も健全なる財政の上に成り立つことをしっかり意識し、どのような財政環境の変化にも耐えうる、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

次に定住対策であります。今、一番の課題は人口の減少対策であり、その正念場を迎えていると思っております。急激に進む少子高齢化、これによって起こる過疎などの社会の構造変化や、これがもたらす地域経済の縮小は、我が国全体においても深刻な問題であります。国全体で人口が減少する中、本町の人口を増加させるということは非常に困難なことであります。

これまで、産業振興から定住基盤の拡充として観光交流人口100万人を目指し、交流人口の拡大に努め、さらには定住へとつながる取り組みを行ってまいりました。これからは、地方創生を追い風とし、観光交流人口100万人構想の実現を図るとともに、人や仕事の流れを定住につなげ、交流から定住へ、そして地域で頑張っている方も、移住定住された方も、誰もが主役にな

れるまちへの取り組みにあらゆる政策資源を投入し、やれることは何でもやる覚悟で臨んでまいります。

第2番目は、防災対策であります。これまで、学校や病院の耐震化率100%を達成し、さらには防災行政無線やケーブルテレビ、また、防災備蓄倉庫の整備などを進めてまいりました。しかしながら、全国自治体の防災意識の転機となりました東日本大震災以降も、台風や集中豪雨、さらには火山活動も含め、多様化・大規模化する自然災害の脅威を目の当たりにし、地域防災力の強化と幅広い対応など、自治体への課題はますます拡大しているところであります。

安全・安心を確保するための防災対策は喫緊の課題であり、スピード感を持って臨む必要があります。実効性のある自主防災組織を全地域に組織するとともに、自助・共助・公助の役割分担の意識の向上を図るなど、防災対策に完全ではなくとも万全を求めてまいります。

周防大島町でどのような災害が起きようとも、1人の犠牲者も出さないということを第一に、防災対策に努めてまいります。

第3番目は、健康づくりであります。子供から高齢者、健康な人も含めて、それぞれに合った効率性のある取り組みを推進することが健康づくりの施策であります。特に、本町のように高齢化率50%を超える高齢化社会の中では、健康づくりは大変重要な課題であります。

国においては、健康増進と医療費適正化の観点から予算の重点化を図るとしてありますが、地方の現状からすると、さらなる取り組みが必要であります。

周防大島町は、元気な高齢者が多い生涯現役のまちであります。さらに健康寿命を延伸させ、平均寿命に健康寿命を近づけることで、幸せに暮らせることを実感できるという信念のもとに、健康寿命を延ばす取り組みを進めてまいります。

また、喫緊の課題として、さらなる鳥獣害対策に取り組まなければならない状況になっております。

これから新たに与えられた4年間は、周防大島町政にとって、財政環境を含め大きな転換期を迎えることとなります。私といたしましては、町議会並びに町民の皆様の御協力をいただきながら、初心を忘れることなく、真面目に、誠実に、地道に、謙虚に、そして確実にをモットーに町政を推進してまいる覚悟であります。

今後とも、皆様方より一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。3期目就任にあたりましての所信の表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして2点、御報告を申し上げます。まず1点は、訴訟の応訴に関し3件の御報告であります。

1件目は、公文書部分公開決定処分取消及び全部公開義務付け請求事件訴訟についてであります。

去る平成28年8月15日付で、周防大島町大字東安下庄139番地3在住の田中豊文氏が、町を相手に、公文書公開請求をした文書の部分公開決定を取り消し、全部の公開を求める住民訴訟を山口地方裁判所に提起いたしました。平成28年9月21日付で訴状が町に送付され、平成28年10月26日午前10時40分から第1回口頭弁論が行われ、12月2日に第2回目の口頭弁論が行われたところであります。

本件に関しましては、町は、公文書公開請求をした文書についての部分公開決定処分は適法であると判断し、町の顧問弁護士に委託し、公文書部分公開決定処分取消及び全部公開義務付け請求事件として応訴することといたしました。

2件目は、損害賠償事案についてであります。

平成28年10月3日付で、周防大島町介護保険課、元臨時職員河村篤志氏が、全国全ての保険者が行う介護保険住宅改修の変更申請業務という公務において、町からの事務処理についての指示が違法行為であると主張し、職務命令に従わなかったため、契約期間満了に伴う雇用の打ち切りを行ったところ、それを不服とし、介護保険課長を相手に慰謝料請求の訴訟を柳井簡易裁判所へ提起いたしました。平成28年10月7日に訴状が町に対して送付され、平成28年11月1日を口頭弁論期日、答弁書提出期日を平成28年10月26日までとされたところであります。

本件に関しましては公務に係るものであり、本来、国家賠償法事案でありまして、周防大島町が本訴訟の結果について法律上の利害関係を有するため、訴訟代理人弁護士として町の顧問弁護士に委託し、損害賠償請求事件として応訴することといたしました。

3件目は、損害賠償請求住民訴訟についてであります。

平成28年10月4日付で、周防大島行政監視グループ代表田中豊文氏が、町を相手に、平成27年度における交際費2件、2,500円の支出が違法な公金支出であるとして、損害賠償請求の住民訴訟を山口地方裁判所に提起をいたしました。

11月8日に訴状が町に対し送付され、平成28年12月2日に第1回口頭弁論期日と指定され、先日実施されたところであります。

本件に関しましては、町は交際費として適正な支出として判断しており、町の顧問弁護士に委託し、損害賠償請求事件として応訴することといたしました。

以上、訴訟の応訴に関する御報告であります。

続いて2点目は、F-35Bの岩国基地への配備について、今日までの経緯について御報告をさせていただきます。

F-35Bの我が国への配備につきましては、平成25年、2013年ですが、10月3日の日米安全保障協議委員会、俗に「2プラス2」と言われているものでございますが、これにおきまして2017年に配備されることが確認されておりました。その後、配備先等の詳細について

日米間で協議が進められ、米国政府から日本政府に対し、F-35Bを岩国飛行場に配備することの正式な説明がなされ、本年8月22日、外務大臣政務官、防衛大臣政務官が来県し、県庁におきましてその説明が行われました。

改めて配備計画の概要を申し上げますと、平成29年1月に、現在、岩国基地に配備されているFA-18ホーネット3部隊のうち、1部隊12機をF-35B10機に機種変更し、その後、同年8月、同じく岩国飛行場に現在配備されているAV-8Bハリアー部隊の8機をF-35B6機に機種変更するというものであります。

私もこれに同席し、本町では航空機騒音が増加した地域があり、F-35Bの配備に伴いまして住民はさらに不安を感じると思う、騒音の影響は地域によって異なるものであり、国のきめ細やかな対応が必要であると申し上げた次第であります。

国から説明を受け、8月25日に県及び岩国市から中国四国防衛局に対しまして、騒音や安全性、大気・水質など、17項目にわたり文書照会を行ったところ、9月23日に国から文書回答と騒音予測コンターの提示がなされたところであります。

その後、岩国市においては、9月27日、11月2日に市議会全員協議会を、また、和木町においても10月31日に町議会全員協議会を開催し、質疑や意見聴取等が行われております。

なおこの間、10月13日には米国から外務省に対し、F-35Bへの機種変更についての接受国通報がなされております。

本町では、11月4日に町議会全員協議会の開催をお願いし、主に国に対する17項目の照会・回答をもとに説明をさせていただき、議員の皆さんの御意見をお聞きした上で、F-35Bの岩国飛行場への配備については、これを了承することについてはやむを得ないとの結論とさせていただきました。

11月8日に、山口県知事、岩国市長、和木町長及び私が、県庁においてF-35Bの岩国基地配備に関する協議を行い、今般の機種更新に係る配備計画については、基地機能強化にあたらなことから計画を受け入れるとし、国に対して受け入れを了承する考えを伝えるとともに、あわせて騒音対策や安全性の確保などを要望することといたしました。

しかしながら、同日の夕刻、中国四国防衛局から、10月27日にサウスカロライナ州の海兵隊ビューフォート航空基地所属のF-35Bが飛行中に出火し、クラスAの事故として登録されたことの情報提供を受けたため、直ちに、県、関係市町が協議を行い、受け入れの判断を一旦留保することに至ったわけであります。

また、11月10日には、県知事から外務・防衛両大臣に対し、早急に事故原因やその対策の詳細について米国側に求め、その内容を説明するよう強く要請を行いました。

そして、11月29日に、外務副大臣、防衛大臣政務官から山口県及び岩国市に、また翌日

11月30日には、中国四国防衛局長から和木町及び本町に対して、F-35Bの出火事案に係る米側から情報提供のあった事案の原因や再発防止策等の説明が行われたところであります。

本町ではこれに、荒川議長、久保岩国基地関連対策特別委員会委員長の同席をいただきまして、今後の適切な情報開示と迅速な情報提供を強く申し入れたところであります。

以上のとおり、F-35Bの岩国飛行場への配備について、これまでの経緯を申し上げましたが、今後は本議会の御意見をお聞きするとともに、県及び関係市町と協議を重ねながら適切に対処していきたいと考えております。

それでは、提出議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、人事案件1件、補正予算に関するもの10件、条例の制定・改正について10件、一部事務組合の規約の変更1件、指定管理者の指定1件の合計23件であります。

同意第1号は、任期満了に伴い、周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

議案第1号は、平成28年度一般会計補正予算（第3号）であります。

既定の予算に2億3,223万6,000円を追加し、予算の総額を152億6,243万1,000円とするものであります。

議案第2号は、平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

既定の予算から336万2,000円を減額し、補正後の予算の総額を38億7,810万7,000円とするものであります。

議案第3号は、平成28年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算から3万6,000円を減額し、補正後の予算の総額を4億4,752万6,000円とするものであります。

議案第4号は、平成28年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

保険事業勘定の既定の予算から1,431万6,000円を減額し、補正後の予算の総額を34億4,593万6,000円とするものであります。

議案第5号は、平成28年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算から3,958万6,000円を減額し、補正後の予算の総額を9億8,660万8,000円とするものであります。

議案第6号は、平成28年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算に1,014万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を10億1,109万5,000円とするものであります。

議案第7号は、平成28年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算に5万円を追加し、補正後の予算の総額を3億3,943万8,000円とするものであります。

議案第8号は、平成28年度漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算に187万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を4,241万4,000円とするものであります。

議案第9号は、平成28年度渡船事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算に8万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を8,523万9,000円とするものであります。

議案第10号は、平成28年度公営企業局企業会計補正予算（第2号）についてであります。

業務の予定量並びに収益的収入及び支出予算を補正するものであります。

議案第11号から議案第14号までは、条例の制定についてであります。

議案第11号周防大島町水道事業の設置等に関する条例、議案第12号周防大島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例、議案第13号周防大島町水道事業給水条例、議案第14号周防大島町水道事業行政財産使用料徴収条例の4議案は、いずれも、前島、笠佐島、浮島の3離島の簡易水道事業を除く10カ所の簡易水道事業と1カ所の飲料水供給施設を平成28年度末までに統合し、統合水道事業を地方公営企業として設置する規定及び経営の基本に関する事項等を規定する条例の整備について、条例の制定やその条例の制定に関連する条例の一部改正を行うものであります。

議案第15号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

議案第16号は、周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、議案第15号と同様に、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

議案第17号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正は、山口県人事委員会の勧告に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第18号周防大島町税条例等の一部改正は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第19号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正は、所得税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例等の一部改正は、水道事業を地方公

営企業として設置することに伴い、事業内容を明確にするため、公営企業局を病院事業局に改めることとし、所要の改正を行うものであります。

議案第21号柳井地域広域水道企業団規約の変更は、地番変更が実施されたため、事務所の所在地番を改正するものであります。

議案第22号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等について、指定管理者の指定について、お諮りするものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、適正なる御議決を賜りますようお願いいたします。

終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5. 同意第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、同意第1号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

補足の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 同意第1号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任について補足説明を申し上げます。

本案は、本年12月15日をもって任期満了となります竹本厚三氏、田中忠治氏、中村鈴美氏、東原平典氏の4名を、周防大島町固定資産評価審査委員として再度任命いたしたく、議会の御同意をいただくため、提案するものであります。

4氏の経歴は関係資料のとおりでございますが、4氏とも温厚誠実な人柄、また、豊富な経験と識見をお持ちの方々であり適任と考え、地方税法第423条第3項の規定に基づき、選任にあたりまして議会の御同意を賜りますようお願いいたします。

なお、任期は平成28年12月16日から平成31年12月15日までの3年間でございます。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

同意第1号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、最初に、竹本厚三氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、竹本厚三氏の選任について同意することに決定しました。

続いて、田中忠治氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、田中忠治氏の選任について同意することに決定しました。

続いて、中村鈴美氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、中村鈴美氏の選任について同意することに決定しました。

続いて、東原平典氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、東原平典氏の選任について同意することに決定しました。

日程第6. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第1号平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第1号平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をいたします。

別冊の補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条のとおり既定の歳入歳出予算に2億3,223万6,000円を追加し、予算の総額を152億6,243万1,000円とするとともに、第2条において債務負担行為の補正を、第3条において地方債の補正を行うものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。歳入の13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金において国保基盤安定負担金の確定による追加計上を、また障害福祉費負担金におい

ては、歳出に連動し、障害者自立支援給付費負担金を追加計上するものでございます。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、国の経済対策による臨時福祉給付金事業及び子ども・子育て支援事業として児童相談システム導入、保育対策総合支援事業として、公立保育所における事故防止対策の強化を図るビデオカメラ設置に対する国庫補助金の追加計上でございます。

14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、国庫負担金と同様に、社会福祉費負担金において国保基盤安定負担金を、障害福祉費負担金において障害者自立支援給付費負担金を追加計上するものでございます。

12ページ、2項県補助金2目民生費県補助金は、社会福祉費補助金において、交付額の確定による国保負担軽減対策費助成事業補助金の減額計上を、障害福祉費補助金では5年に一度実施される障害者の方への実態調査の事務費補助金の新規計上を、児童福祉費補助金では、国庫補助金と同様に、児童相談システム導入に関する補助金の新規計上を行うものでございます。

4目農林水産業費県補助金は、農業費補助金において、農地集積に係る対象農地の確定に伴う機構集積協力金交付事業補助金を、水産業費補助金は、追加内示による水産物供給基盤機能保全事業補助金等を、5目商工費補助金は、補助基準変更による廃止バス路線代替バス運行事業補助金を追加計上いたしております。

15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入は、浮島漁業者住宅への新規入居に伴う建物貸付収入を追加計上するものでございます。

13ページ、16款寄附金は、周防大島高等学校への通学支援費給付基金への寄附金305万円を追加計上いたしております。

17款繰入金は、財政調整基金を4,588万4,000円取り崩し、財源調整を行うとともに、ちびっ子医療費助成事業基金及び、まち・ひと・しごと創生基金につきましても、事業費の増減に合わせた調整を行っております。

19款諸収入は、片添ヶ浜施設使用料につきまして、これまでの実績から600万円追加計上、臨時福祉給付金の誤支給に関する返還金をそれぞれ追加計上するものでございます。

14ページ、20款町債は、過疎対策事業債及び合併特例事業債におきまして、歳出予算の増減に伴い調整を行うものでございます。

次に、歳出でございます。

15ページをお願いいたします。

今回は、一般会計並びに各特別会計におきまして、当初予算編成以降の人事異動、山口県人事委員会の勧告による給与改定等に伴う職員人件費の調整等を行っております。その総額は、一般会計において189万7,000円の追加、漁業集落排水事業特別会計及び公営企業局企業会計を除く特別会計におきましては、1,750万1,000円の減額となっております。

それでは、職員人件費以外の主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費、議会運営経費は、議員定数削減による報酬の減額、支給率改定による議員期末手当の追加計上でございます。

1 6 ページ、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、行政一般経費は、法律相談の回数増による手数料 8 1 万円の追加、契約監理一般経費では、簡易水道事業の来年度の公営事業への移行による契約・工事監理システム改修業務 8 8 万 8, 0 0 0 円を計上するものでございます。

2 目文書広報費は、増加が見込まれる情報公開審査会の委員報酬を、7 目支所及び出張所費は、地域の要望に対応するための工事請負費等を追加計上するとともに、棕野出張所経費から白木出張所経費までは、単価改定による非常勤嘱託職員報酬の不足見込み額をそれぞれ計上するものでございます。

1 8 ページ、8 目電子計算費は、来年 7 月からのマイナンバー制度稼働に備えて、特定個人情報の安全管理措置について取り扱いマニュアルを策定するため、個人情報取扱関連業務 1 6 2 万円を新規計上いたしております。

2 項徴税費 1 目税務総務費は、公函作成時の錯誤の修正を行う公函修正業務 2 9 万 7, 0 0 0 円を、1 9 ページ、土地の課税誤りによる固定資産税過誤納分返還金 1 6 万円及び償還金 5 0 万円を追加計上するものでございます。

2 目賦課徴収費は、土砂災害特別警戒区域に指定された土地の評価替えを行うために指定地番の選定を行う土地評価業務 1 9 万 5, 0 0 0 円を新規に計上いたしております。

また、3 項戸籍住民基本台帳費は、本人確認がとれない住民や住民登録外の方々の本人確認情報に必要な端末機を日良居庁舎に設置する備品購入費 6 9 万 7, 0 0 0 円の新規計上でございます。

2 0 ページ、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費は、臨時福祉給付金の誤支給に関する国への償還金 1 4 万 8, 0 0 0 円、審査件数が増えたことによる中学生医療費審査支払事務委託料 3 万 6, 0 0 0 円、国の経済対策であります臨時福祉給付金事業へ 1 億 1, 2 2 3 万円の追加計上をしております。

2 1 ページ、2 目障害福祉費では、障害福祉一般経費において 5 年に一度実施される障害者の方への実態調査経費を、2 2 ページ、障害者自立支援給付費事業においては、高額な補装具申請があったことによる補装具費給付費の 1 6 8 万 1, 0 0 0 円を追加計上するものでございます。

3 目老人福祉費は、高齢者保健福祉計画の実績評価、検証等を行うための経費を新規に計上しております。

2 3 ページ、2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費、児童福祉総務一般経費は、公立保育所の ICT 化推進事業として保育士の負担軽減を図るため、保育業務支援システム導入や事故防止や事

故後の検証のためのカメラ設置に関する経費を、24ページ、家庭児童相談援助事業は、子ども・子育て支援事業として、児童相談システム導入業務委託料356万4,000円を新規計上するものでございます。

25ページ、4目保育所費、日良居保育所運営経費は、転居等による入所児童数の増加に伴う運営費の増額見込みによる指定管理料879万4,000円の追加計上を行うものでございます。

27ページ、4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費、久賀東庁舎維持管理事業は、電話料金等の増額が見込まれることから、通信運搬費を追加計上しております。

28ページ、5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、担い手総合支援事業は、事業費の確定による交付金の減額を、29ページ、特産対策事業は、イノシシ被害の増加に伴う防護柵等の申請増による鳥獣被害防止施設等整備事業補助金710万円を、農家への苗木購入代金補助として、ゆめほっぺ比率向上対策事業補助金20万円を、農地中間管理機構事業は、土地提供者が確定したことによる機構集積協力金38万9,000円の追加計上でございます。

30ページ、5目農地費、排水施設管理事業は、伊保田及び油宇排水機場のゲート開閉機やポンプの修繕費169万6,000円を追加計上しております。

2項林業費、有害鳥獣捕獲事業は、イノシシの捕獲について、これまでの実績から大幅な捕獲頭数の増加が見込まれるため、有害鳥獣捕獲委託料560万円及び新規登録者の増加が見込まれる狩猟免許取得費用補助金10万9,000円の追加計上でございます。

31ページ、3項水産業費2目水産業振興費は、水産振興対策事業では、事業内容の変更から支出科目の組み替えを、魚礁設置事業では、入札減に伴う事業費内訳の調整、3目漁港管理費は、県の追加内示による水産物供給基盤機能保全事業等、2,629万2,000円の追加計上を行うものでございます。

32ページ、6款商工費1項商工費2目商工業振興費は、廃止バス路線代替運行事業において、事業実績による20万9,000円の追加、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費においては、潮風呂温泉保養館の濾過装置改修に係る経費2,920万8,000円の追加計上でございます。

3目観光費は、片添ヶ浜海浜公園施設管理委託料について、これまでの実績から今後を見込み、歳入と同額の600万円の追加計上でございます。

34ページ、7款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は、地域要望や早期に道路橋りょう補修に対応するため、工事請負費等1,670万円を追加計上するものでございます。

35ページ、8款消防費1項消防費3目消防施設費は、消火栓や防火水槽の緊急修繕に対応するための修繕費の計上でございます。

36ページ、9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、教育総務経費において、周防大島高

等学校への通学支援費給付基金への寄附金を受けて積立金305万円を、検定支援事業は、各検定受検者の増加見込みによる14万5,000円の追加を行おうとするものでございます。

37ページ、2項小学校費1目学校管理費は、小学校管理事務局経費において、イノシシが目撃された城山小学校の対策フェンス設置経費の追加や今年度未実施となった久賀小学校の空調設置工事の実施設業務の減額のほか、小学校の施設の修繕に要する経費281万4,000円を、スクールバス管理運営経費については、車検整備時における不具合補修に係る経費の追加計上でございます。

3項中学校費1目学校管理費は、安下庄中学校の管理棟避難階段の修繕のほか、中学校の施設の修繕に要する経費134万3,000円の追加計上でございます。

39ページ、4項社会教育費2目公民館費、久賀公民館運営経費は、消防設備点検による消防ポンプの不良個所の修繕等を、かんころ楽園管理運営経費は、実績により電気料金の増加が見込まれることから、光熱水費の追加計上でございます。

40ページ、5項保健体育費2目体育施設管理費は、総合体育館・陸上競技場管理運営経費において、白木公有地汚水処理施設及び陸上競技場の汚水処理施設の開口部修繕経費65万4,000円を計上しております。

3目学校給食費、久賀地区学校給食センター管理運営経費は、汚水処理施設の流量調整ポンプ修繕経費16万8,000円の計上でございます。

12款諸支出金1項繰出金は、各特別会計の補正予算に対応した繰出金の調整でございます。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、7ページに返っていただきたいと思っております。

債務負担行為の補正につきましては、ながうらスポーツ滞在型施設等指定管理料につきまして、議案第22号にてお諮りしております、指定管理者の指定に伴う指定管理料の債務負担行為の設定を行うものでございます。

8ページ、地方債の補正につきましては、過疎対策事業債及び合併特例事業債の限度額を変更するものでございます。

以上が、議案第1号平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） なにぶん勉強不足でわからないことが多いんですが、基本的なところを再度、補足説明をお願いいたします。

16ページの支所及び出張所費のところなんですが、大島、橘、東和、各総合支所の予算として工事請負費、それから原材料費、小規模施設整備事業費が上がっておりますけど、この予算の目的とか、その使途の内容とか、そういったところを当初予算とあわせて、全体の予算がどれぐらいになっているのかというところ、今回、上がっておりませんが久賀支所もあわせて、どのぐらいの規模でどういう事業をやられているのかというところを御説明いただきたいと思います。

それから、18ページの電子計算費委託料、個人情報取扱関連業務162万円というのがありますが、マイナンバーに関する個人情報の取り扱いということなんですけど、どういうマニュアルを作られ、どういう活用をされようとしているのか、その辺の御説明をお願いしたいと思います。

それから、21ページから24ページにかけて、社会福祉総務費、児童福祉総務費、児童福祉費、これらの各システムの導入業務というのがありますが、これについてももう少し内容をですね、ソフトウェアのみなのか、ハードが一部入るのか、その辺の具体的な内容を見積もり額とあわせて御説明をお願いできればと思います。

それから、29ページ、農業振興費補助金と林業総務費委託料というのが、どちらもイノシシ対策ということで、大幅な増加が見込まれているということなんですけど、当初予算、これも当初予算とあわせて、どれぐらいの規模になるのかというところをもう少し具体的に御説明をいただけたらと思います。

31ページの漁港管理費、漁港漁場機能高度化保全計画策定業務というのがあるんですが、これはどういう内容なのかというところを、どういう業務なのかというところを御説明いただきたい。

33ページ商工業振興費、委託料の工事請負費、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費2,920万8,000円というのがありますが、これについての具体的な内容、見積もりの内容を御説明いただきたいと思います。

最後に、37ページの小学校管理費、修繕費と中学校管理費修繕費、それぞれ修繕費と工事請負費も上がっておりますけど、イノシシ対策フェンスとか御説明ありましたけど、具体的な内容と見積もり額を個別にというか、もうちょっと詳細に御説明いただけたらと思います。済みません。たくさんありますが、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 松田久賀総合支所長。

○久賀総合支所長（松田 博君） 田中議員からの補足説明ということで、総合支所についてなんですが、今回、久賀総合支所については計上してませんが、15の工事請負費については20万円以下の小規模、住民にすぐ、即対応できるようなものを行うようにしています。9月に800万円を補正しまして、総額で1,300万円ということで行っています。

それと原材料費についてなんですが、こちらは、住民のほうが自主的に行うということで、セメントとか除草剤等を支給しています。これ、10万円以下ということです。

それと負担金についてなんですが、こちらは特に今、LEDの改正とか、防犯灯の取り替えとかについてなんですが、これは2分の1を限度として助成しています。そのようなものをできるだけ、住民に即対応できるようなものを計上させていただいております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず今、総合支所の工事なり原材料費、それから小規模補助金の予算の状況ということで、各支所にまたがっておりますのであれなんですが、4支所合計でお答えさせていただきます。

まず、工事請負費については、今回の補正を含めまして6,119万9,000円となっております。それから原材料費につきましては540万円、それから小規模補助金につきましては1,168万1,000円が予算額ということでございます。

それから次に、マイナンバーに関する個人情報の関係で御質問いただいております。

ここにつきましては、来年の7月からマイナンバー制度の相互利用といいますか、全国の市区町村との連携が始まるわけなんですが、それに伴いまして、この庁舎内、職員の特定、マイナンバーが含まれるものは特定個人情報というような言い方をしておるんですが、これの取り扱いに関するマニュアル、これをきちっとしておかないと、個人情報等々の取り扱いで問題が起きますので、こういったマニュアルを委託して作成しようというものでございます。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 田中議員さんのシステムの関係の御質問にお答えをいたします。

まず、21ページの臨時福祉給付金のシステム導入業務でございますが、導入目的につきましては、平成26年4月の消費税率引き上げに伴いまして、所得の少ない人への影響を緩和するために、暫定的、臨時的な措置といたしまして、平成28年度臨時福祉金の支給対象者を対象にいたしまして、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分といたしまして、臨時福祉金経済対策分を支給、対象者1人につき1万5,000円を支給するというふうな事業の実施が国から県を通じて通知が発せられましたので、この業務に対応するためのシステムを構築するための事業でございます。

システムの内容といたしましては、臨時福祉給付金パッケージソフトウェア及びシステム導入稼働時運用サポート業務に係るものでございます。それで、事業費につきましては、予算要求時の見積もりで332万1,000円でございます。

続きまして、23ページの児童福祉総務一般経費に計上しております保育業務支援システム導

入業務でございますが、これにつきましては、導入の目的でございますが、保育所における保育士の業務負担の軽減を図るために負担となっております、園児台帳や指導計画などの書類作成業務につきまして、ICT化推進のための保育業務支援システムを導入するものでございます。

システムの業務内容につきましては、保育支援システムパッケージの一式、またパッケージソフトを導入するための、インストールするためのノートパソコン2台、A3対応のプリンター1台、初期導入設定の費用等が含まれております。

事業費につきましては、公立保育所3保育所について実施するわけでございますが、1保育所につきまして84万8,800円の、この3保育所でございます。

続きまして、24ページの家庭児童相談援助事業に計上しております児童相談システム導入業務につきましてでございますが、平成28年6月に児童福祉法が改正されまして、要保護児童地域対策協議会の機能強化が法定義務化されました。これに係る虐待通告を受けた場合の児童の安全確認等、平成29年度より児童虐待等の対応業務が増加することが想定されることから、ケース記録や進行管理台帳の電子化を図るために、今回、予算要求をさせていただいております児童相談システムを導入するものであります。

システムの内容につきましては、町の住民基本台帳や税情報等を管理する基幹系の電算システムのサーバーに児童相談業務を構築をいたしまして、要保護児童対策協議会事務局にもパソコン1台を配備するというものでございます。

事業費につきましては、356万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 田中議員さんからの37ページの小学校管理事務局経費の需用費、そのうちの修繕費の内訳はというお話でしたので、今回の小学校関係の修繕料については9校、小学校は全部で11校です。そのうちの9校から上がっております。

具体的にということですので申し上げますと、久賀小学校について消火器、ホースの取り替え、教室の建具の修理が21万円、三蒲小については防音扉、引き戸の補修16万2,000円、明新小学校については、煙感知器の修理、床修繕、棚の修理、これが24万8,000円、沖浦小については外壁、玄関タイルの補修57万5,000円、森野小学校については、火災報知器のバッテリーの取り替え、天窓の雨漏りの修理、渡り廊下の修理19万9,000円、城山小学校、多目的トイレ、体育館屋根雨漏りの修理43万2,000円、浮島小、遊具、滑り台の修理9万7,000円、油田小についてはエアコンの修理、体育館照明の取り替え、登り棒の修理44万9,000円、島中小について、グラウンドの真砂土の投入、これ、水たまりができていますので、そこに投入するということですが、26万円。そのほか、この施設、学校施設については、再々

この修繕料が上がってまいりますので、予備的なものとして50万円を計上し、合計で313万2,000円を計上しています。

それから、イノシシ対策の工事費に計上していますが、城山小学校のワイヤーメッシュ、ゲートの設置について162万円を計上しております。現在まで、油田小学校、三蒲小学校、沖浦小学校、この学校については昼間、イノシシが、生徒がいるときに出没したということで、防護柵の設置を順次進めておりますが、その3校に加えまして、今回、城山小学校で見られましたので、ワイヤーメッシュ延長で259メートルですが、このメッシュを設置して防御しようということでもあります。

続いて、中学校の管理事務局経費の修繕費ですが、これは2校です。

具体的に言いますと、大中の火災報知機の修理、校長室、休憩室のクロスの張り替え、渡り廊下の雨漏り、売電メーター、これは太陽光発電の売電メーターですが、これの交換の負担金、合計で36万4,000円、安下庄中学校については、管理棟の避難階段の修繕、2階の汚物流しの破損、これによって67万9,000円、それと、その他として、先ほども言いましたが、予備的な修繕費として30万円、合計で134万3,000円を計上しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） それでは、田中議員さんの御質問で、産業建設部関係の答弁をいたします。

まず、30ページでございます。林業総務費の有害鳥獣捕獲事業のことについての御質問でございました。

まず、当初予算でございますが、1,040万円を計上しております。その中で、平成27年は1,763頭捕獲しておりました。今年度、28年度につきましては、今の現在2,200頭を想定し、その差額分800頭を計算しまして560万円、合わせて1,600万円の、この議決されれば、予算額になろうかと思えます。

次に、31ページでございます。漁港管理費の機能保全工事についての御質問だと思います。

この事業につきましては、漁港施設が老朽化しております。漁港施設全施設について、老朽化対策の調査をしております。その対策をするための調査・工事費でございます。今回補正しています4,010万2,000円につきましては、白木漁港の本浦漁港防波堤鋼管杭を補修することと予定をしております。

次に、33ページの商工費でございます。商工費のながうらスポーツ滞在型施設の管理運営経費の2,920万8,000円の内訳でございますが、委託料が57万7,000円、工事請負費が2,863万1,000円でございます。ながうらの潮風呂保養館の濾過機2台、滅菌装置

2台、その他のもろもろの工事費でございます。これを合わせて2,863万1,000円の内容でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ありがとうございます。ちょっと私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、最初の支所及び出張所費のところは各支所別で予算っていうか、当初予算を含めた金額を、それぞれ工事請負費、原材料費、小規模施設事業費でいただければと思いますが、済みません、とりあえずそのデータをお願いします。

それから、電子計算費委託料につきましては、マニュアルを作られて、それは必要なことなんですけど、それをどういうふうに使っていくかというところのほうが重要なんで、作っただけで終わりでは何もならないので、その辺の周知とか庁内で恐らく研修とかされるとと思いますので、その辺の方針っていうんですか、どういうふうにやっていくかというところを御説明いただけたらと思います。

それから、社会福祉総務費等のシステム導入費3件ほどありましたけど、これ、ソフトウェアが中心ということでパッケージソフトを入れられるということなんですけど、導入後に、来年度以降になるかもしれませんが、更新プログラムとか保守契約とかが必要になるものかどうなのかというところを、もし必要であればどれぐらいの予算が必要になってくるとか、そういうところを御説明いただきたいと思います。

それから、農業振興費のところ、林業総務費はいただいたんですが、どちらもイノシシ対策というんが中心と思うんですけど、農業振興費のところの当初と補正の金額のデータをいただけてませんので、そこも御回答いただいて、どちらも倍増しているっていうんじゃないかなと考えられますけど、これからも必要な分だけどんどん増やしていくのか、それとも重点的な対策っていうんですか、そういう、例えば防御中心で方針を立てて、そしてイノシシ対策をしていくのか、際限なく、何て言いますか、場当たりに増えたからどこまでも増やせるというもんでもないと思いますので、その辺のイノシシ対策の取り組み方針っていうのが、どの程度まで今できているのかというところを御説明をお願いいたします。

それから、漁港管理費のところは、今ここへ漁港漁場機能高度化保全計画策定業務というのがありますけど、高度化保全計画自体がどういうものなのかと、どういう計画ができるのかと、計画書ができるのだと思いますけど、その内容がどういう計画書であるのかというところを御説明をいただきたいと。

商工業振興費のながうらの管理運営経費なんですけど、濾過機の交換ということでしたけど、耐用年数も過ぎてるんでしょうから交換自体はやむを得ないと思いますけど、ここに限らず町内

のたくさんの公共施設がもう老朽化っていうか、耐用年数が過ぎた時期、過ぎる時期が来ておりますので、これは交換しなきゃ、交換するということが必要だと思いますけど、これからどういふふうに公共施設、全て今あるものを交換していくのか、それともある程度、町内で公共施設の機能分担とか効率化とか、そういうことを含めて、極端な話を言えば廃止とか転用、そんなことも含めて真摯に議論する時期に来てるんじゃないかなと思いますけど、その辺のことも含めて認識をお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 済みません。先ほどは大変失礼しました。イノシシ対策の件で、特産対策費のほうは抜けておりました。これは、俗に言う防御のほう、ワイヤーメッシュとかトタンとかネットとかいう防御するほうの予算でございます。

過去3年間、当初予算の話なんですけど、当初は800万円を計上しておりました、過去3年間、268件程度で予算を計上したところでございます。ことしは大変イノシシが多い年というように聞いてますし、捕獲頭数から言うと、もう毎年毎年増えております。1,400、1,600頭、ことしはもう、すごい増えている状況でございますが、過去3年間を当初予想、計上しておったところですが、ことしは平成28年見込みを521件と見込んでおります。その経費がこの予算で計上しております730万円をしまして、合計1,510万円を補正後なろうかというふうを考えております。

イノシシ対策でございますが、もうここ何年とって、こういう補正とか当初予算の中でイノシシ対策の質疑もされますし、一般質問も再々、どういう町の対応を求められております。今回の一般質問におきましても3名の方からの一般質問がありますので、また詳細については、その個別に質問について答弁したいとは思っておりますが、今、田中議員さん言われるように、場当たりの言われればそうなんかもしれませんが、一応各自治体、みんな守る、まず防御することと獲るしか、今、方法はないというようなどございまして、とにかく獲るしか、今のところなかなか対応策はない。ただ、それについていろんな獲る方法も、いろいろ県の鳥獣センターとかも研究をしておりますし、いろいろ町内においても研究することを今やっています。センサーとか、いろんな大きい箱わなとか、いろんなことをしてますので、それなりの、一つ一つであります研究をしているところなんで、少し、長い目で見る時間はないんかもしれませんが、各町、県、国も一緒になってそういう対策も今、考えております。

それと、先ほどの公共施設、観光、特に商工、産業建設部で言えば観光施設になりますが、今のところ老朽化についたぶんには、もう耐用年数過ぎ、なおかつ老朽したものについては、個別に更新交換をしてるのでございます。温泉についても、町営は3施設ありますので、その辺の議論

は今後出るかもしれませんが、我々、産業建設部の施設としたら、当面今の施設を適切的確というか、管理していくことが使命だというふうに考えております。

それとあと、水産課の機能保全については、水産課長のほうから答弁をしてもらおうようにしてしますので、あと、瀬川課長のほうでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川水産課長。

○水産課長（瀬川 洋介君） 先ほどの田中議員さんの御質問の漁港漁場機能高度化保全計画の事業自体の内容ということでございますが、今、昨今、国のほうでも叫ばれております、過去に造った施設の老朽化、この更新時期というものが一気に重なってきたりとかすると、とても施設を維持していくことが難しいという流れの中に沿って実施されております。平成24年度から水産庁のほうで国庫補助事業として立ち上がりまして、当町も24年度から取り組んでおりまして、平成28年度、今年度ですが、全漁港施設の点検が終了することになっております。

具体的な事業の内容ですが、各施設において、まず点検を行います、その点検といいますのが、最初は目視、それから測量、高さとか延長とか、それから目視的な壊れ具合を確認します。その後、二次調査が必要なものについては、さらなる調査をかけます。そういった調査をして、最終的に各施設において、A、B、C、Dという4つの段階でのランク付けを出してきます。A、Bについては、10年以内に直すべきという評価のものがA、Bということになります。当町においても、A、Bという評価が出たものについて、さらに、Aが出たからすぐできるというわけではありませんので、町の予算の事情もあります。それから、同じ劣化度のA施設であっても、使用頻度、それから地元に対する安全度に対して重要な施設から、Aの中でも順次やっていくということで取り組んでおります。基本的には、目的としましては、今言った施設の長寿命化、それから更新費用の平準化、そういったことを目的として実施している事業であります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ちょっと私のほうから2点ほど御答弁させていただきたいと思うんですが、1つはイノシシのことです。

イノシシのことは、先ほどの私の当初の挨拶でも重点項目にプラスして、鳥獣害対策ということで申し上げましたが、イノシシの対策につきまして、今年はすごくひどいんだということをよく聞くんです。実は、今年がひどいんじゃないくて、今、だんだんと高いところにおったイノシシがだんだん下におりてるという認識をいたしております。実はもう、イノシシの被害が出始めたのは、大島全体ではもっとずっと昔からなんです、例えば標高、広域農道がありますが、広域農道の上あたりの農地にまず被害が起こり始めました。それは、もう早いところでは5年ぐらい前、

そして4年、3年ぐらい前は大体標高100メートルぐらいまででとまっておりました。これはもう既に、その地域では物すごくひどいということだったんですが、実は、農地がまだそんなに多くないちゅう地域でもございましたんで、それで、いろいろこうやって。

それで、確かに、これに対する対策の根本的なものはないかというのは、これまでの議会の中でも一般質問を含めて何度もこの議論は行われておりますし、私たちも答弁しておるんですが、実は今のところ、捕獲と防御と、そしてすみ分けという、この3つのことを念頭に対策を取り組んでおるわけですが、捕獲は細かくはまた資料も出したいと思いますが、毎年毎年、本当物すごく伸びてきておるわけです。去年は1,730——何頭ですか、そしてことしは、今回の補正の予算上ではありますが、2,200頭を捕獲するというふうな予算で、もう今、田中議員がおっしゃったように、どんどん際限なく予算を伸ばしていくのがいいのかどうかということにもなってくると思います。

それで、物すごく興味深い研究成果を、先般、講演でお聞きしたんですが、実はその資料もまた皆さんにも配布したいと思いますですが、こういう資料が出たんです。総体数、今、周防大島町の中にどのぐらいイノシシが生息しておるのかということは、いろいろ言っておることはあります。人口より多いんじゃないとか、3万頭おるんじゃないとか言っておりますが、ほとんどその根拠というのはすごく希薄なんです。アバウトな話だと思います。そうではありますが、1万と言われても、3万と言われても、ああ、そうなんじゃないかというふうな数字ではないかと私も感じております。それが、先ほど言いました研究の成果というのがどういうことかと言いますと、総体数の70%を捕獲しなければ数は減らないという結果が出ております。なぜかと言いますと、例えばここに今の生息数がおりますと、これから70%を削減しても、また、ぼっと産まれるんです。大島ではあったかいから、食料がええんかわかりませんが、東北のほうでは4頭と言われてますが、こっちのほうでは6頭ぐらい産まれるということになります。そうしますと、全生息数から少し獲っても産まれるほうがもっと多いんで、また獲る、また上がると、こういうふうな状況に今つながってるというふうな、そういう研究成果が出ておりました。

そうしますと、例えば、1万頭生息しておれば7,000頭獲れるかって言ったら、それは、はっきり言って不可能であります。もう一つは、3万頭であれば2万頭獲れるかって言ったら、そんなことはできないわけです。そうしますとこれは、今のところ、なかなか捕獲だけでは全体総数を減らすと、または駆逐するということはできないのではないかというふうな考えておるわけでございます。

そしてもう一点は、これはまた、ちょっときちんとした資料に基づいて、また、皆さんといろいろ新しいアイデア等も考えなければならぬと思うわけですが、そういうことが1点と、もう一つは、防御ということに大変力を入れております。去年も45キロ、メッシュとか、または電

柵とかやっております。これも1,500万円ぐらいの予算をかけて、1,500万円と言っても町が出すのは2分の1ですから、750万円ぐらいだったと思いますが、そのような捕獲と防御に膨大な予算を費やしております。捕獲のほうは獲ってしまえば全く跡に残らないし、防御のほうは柵ができてよかったんじゃないかと、農業を営む方は物すごく大変なんです。この柵の中で農業をするということになりますので、むしろ農作業を物すごくやりにくくしておるとい状況になります。

そういうことで捕獲と防御ということなんですが、実は先ほど言いましたように、ことしは物すごく大変なんだってということはよく聞かれます。私は安下庄というところに住んでおりますので、安下庄の状況はよくわかりますので、安下庄のことを申し上げますと、今現在、正分とか塩宇とかっていう、もう要するに標高2、30メートルのところへ出始めとるんです。実は、先ほど言いました大規模農道のあたりは、もう3年も4年も前ずっとやって、上から上からずっと防御してきたんです。実は防御してきたって言いますが、初めはついネットで囲うたり、簡単なメッシュでやったりしてました。そのようなものは全部、もう、鼻で持ち上げる力が70キロ持ち上げるっていうんですから、そう簡単なメッシュではだめだということで、皆さん、だんだんだんだん頑丈な防御をしてきます。そうすると、上のほうから上のほうから、山に近いほうから住んでますから、それからだんだんイノシシは、そこがだめなら下へおりてくるという状況で、特に、安下庄地区の嵩山の麓のみかん山っていうのは、標高が2、30メートルから50メートルぐらい、すごく多いんですが、そこらあたりは、ことし、すごく被害が大きいと。これは、上から上から防御されるから、だんだん下がってきておるといことにほかならないというふうと思うんですが、いずれにしても徹底的に防御をすると、やるんなら簡単な防御ではだめだということです。

徹底的に防御するというのが一つと、もう一つは、今、防御も徹底的に防御をするんですが、よく、まとめて防御できないかっていうことがございます。まとめてちゅうのは、例えば、3件、4件、5件の農地を一つにまとめてできないかということなんですが、今、国の補助では3件がまとまれば材料費は全て出そうというような補助もあります。しかしながら、その間に道路があったり川があったりすると、なかなかまとまりません。そういうことになりますから、やっぱりそれぞれの個人個人がやるということに大半になっておるんですが、いずれにしても、言葉は悪いですが、あんまり簡単なような防御だったら、もうやらないほうがいい。やるんだったら徹底的なものをやると。

そして、これ笑い話のような話ですが、大島のイノシシは大変おいしいと。何でかって言ったら、食いもんがいいからじゃということも言われておるんで、しかしながら、これはちょっと笑えない話なんですが、というようなことで、防御するんならもう徹底的にやろうということをもつ

と推進しなければならないというふうに思っておるところでございます。

そして、食料を与えなければ、彼らもドングリと水だけじゃとっても生きていけないと思うんです。しかしながら、それが物すごく悪いことに、私たちが山口大学に2年間にわたって研究を委託して、お願いしてやっていただいておりますが、やっぱり年間を通して一番イノシシの食料はタケノコなんだそうです。タケノコは8カ月ぐらいにわたって食料の主食だというふうに言っております。大学のほうからは、これは大島の中の竹林をきちんと絶やしたほうがいいんじゃないかと言われますから、イノシシを絶やすのがいいのか、竹林を絶やすのがいいのか、どちらもなかなか不可能だというふうに思っておるんですが、いずれにいたしましても、竹が主食だということになりますと、食料は幾らでもあるということにもなると思います。いずれにいたしましても、それならばやはり農地とか作物をきちんと防御しなければならないということになるんじゃないかというふうに思っておるところでございます。

そして、3番目の対策としてから、すみ分けというのを研究しております。

これは、うちの職員は長門市と佐世保市と武雄市にすみ分けの視察に行っていました。長門市では70キロにわたって農道のへりをずっと、万里の長城のような柵を作っておったそうです。それで、金額は約5億円だったということでございました。それでも効果はいまいちだというふうに聞いておりました。これもまだ研究段階ですが、いずれにしても何らかのそういう徹底的な方策をとらなければならないというふうにも思っております。一般質問も出ておりますので、また、詳細な説明もしたいと思っております。

捕獲と防御と、そしてすみ分けという、この3つでやらなければなりません、もっともっと効果的なことがあるんじゃないかというふうに私も感じておりますし、ぜひとも皆さん方にも、そういう研究とか、または効果的なものがあれば、ぜひともまたアイデアを出していただきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 中田東和総合支所長。

○東和総合支所長（中田 兼歳君） 先ほど、田中議員さんからの質問に対してお答えいたします。

17ページでございますが、今回12月補正で、小規模施設整備事業補助金ということで40万円計上しておりますが、内容的には防犯灯の設置と浮き栈橋の新設です。この事業につきましては当初予算が100万円、6月と9月に補正を重ね、今回の40万円を含めて310万円というふうになっております。

それから、12月補正では計上しておりませんが、工事請負費につきましては当初500万円で、9月補正で700万円ということで、今、1,200万円となっております。

それから、原材料費につきましては、当初どおり100万円ということで、今、行っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 奥村大島総合支所長。

○大島総合支所長（奥村 正博君） 失礼します。大島総合支所の工事請負費について御説明させていただきます。

大島総合支所の工事請負費につきましては、当初予算から今回の補正まで含めまして1,800万円となっております。

それから、次の原材料費でございますが、これも当初予算から今回の補正まで含めまして190万円となっております。

それから、小規模施設整備事業補助金でございますが、当初予算から今回の補正まで含めまして、総額で300万円となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 青木橋総合支所長。

○橋総合支所長（青木 一郎君） 済みません。田中議員さんからの御質問についてお答えします。

一応工事費につきましては、当初が500万円と、6月の災害があったときに210万円余りの補正をいただきまして、あれと9月の補正の合わせて1,610万円ほど補正しております。

次に原材料費でございますが、当初が100万円と、今度50万円ほど補正していただくことになっております。

それと、小規模施設整備事業費は、当初が100万円と、9月補正のときに250万円と、今回80万円の補正をお願いしております。これは防犯灯などの事業が多く、予算不足が見込まれるためです。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 先ほど田中議員さんの御質問でございますが、ちょっと私の説明が不足しておりましたが、臨時福祉給付金につきましては、これは本町の基幹システムから臨時福祉金支給に必要な税情報等を抽出いたしまして、加工して臨時給付金のパッケージソフトへ取り込むというふうな作業でございますが、臨時福祉給付金につきましては、暫定的、臨時的な措置というふうなことでございまして、今回の支給が終われば、このシステムについては業務が完了するというふうなものでございますので、今後の更新プログラムなりというのはございません。それで、今回の事業に係る事業期間内についての保守については、この見積もりの中に入っておるものでございます。

続きまして、23ページの保育業務支援システムにつきましては、これにつきましては、更新プログラムについては現在のところ必要ないというふうに考えておりますが、ただ今後の業

務におきまして、機能追加等が生じた場合については発生するというふうなことを考えております。メンテナンス費用についてはございません。

それと、24ページの児童相談システム導入業務についてでございますが、これにつきまして、本町の基幹系の電算システムでありますCOKAS—ADⅡという電算システムの中に組み込んで、この作業を行うものでございますが、現在のところは更新等の経費というのは予定しておりませんが、これも先ほどと同様、新たな機能追加等が発生した場合については発生するというふうに考えております。

なお、これに係る保守料につきましては、町の基幹システムとその中に組み込むというものでございますので、その中に含まれているというものでございます。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 失礼します。16ページの個人情報取り扱い関連業務の委託料の件で御質問ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、来年7月からマイナンバーの相互利用が始まる、情報連携が始まるということなのですが、それでこのシステム、税と社会保障のさまざまな業務に関連をしております。ですから、これのシステムの取り扱いのマニュアルをまず今年度作成するというところでございます。当然、ですから、このマニュアルを作成しますので、多くの職員がかかわりますので、その周知もやらなきゃならないし、来年度4月に入りましたら、その研修会等も行うということで、個人情報の保護の徹底を図っていきたいということでございます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） もう1点ほど、先ほどの御質問の中にありましたが、周防大島町には類似した公共施設がたくさんございます。先ほど田中議員さんが、それらについての検討はなさっておるんかということでございましたが、まさに合併したわけでございますから、類似の施設というのは当然あります。旧町ごとそれぞれに、例えば体育施設、社会教育施設、そして観光関連施設たくさんございます。例えば申し上げますと、図書館も1万7,000人の町にすれば4図書館もあります。公民館も当然4つあります。ホールも4つあります。そして町民グラウンドと言えるようなものも4つどころじゃないたくさんあります。そして、先ほど出てまいりました温泉施設も3カ所ございます。これらが本当にこのままでいいのかどうかというのは、非常に悩ましい問題だというふうに私も思っております。人口規模や、そしてこの周防大島町というこの面積の中にそれだけ本当に必要なのかということですが、これはやっぱり、合併したということが1つの大きな要因でございまして、それぞれの町に1カ所あるっていうのであれば、それはそれでよかったということになると思いますが、これはしかしながら、それぞれの、まあ、今は合併しておりますが、その合併前のそれぞれの地域の皆さん方は、今も当然そこにお住まいでござ

ございますし、その地域にすごく愛着があるわけでございますから、どこそこをどういうふうにしようというのは、なかなかそう簡単なものではないというふうに思っております。しかしながら、冒頭でも申し上げましたように、今後、財政状況が大変厳しくなるであろうというふうな予測もされております。そうした中で、このことについては拙速にとか、そう簡単にいくものでもないし、私たちが簡単に決められるものでもないということでございます。ぜひとも議会の中でも議員の皆さん同士で、本当にこれでいいのかどうか、そしてまた、そうは言いましてもどこをやめるのか、どこを統合するのかということは、なかなかそう一朝一夕にいくものではございません。しかしながら、このことは大変重要なことであるという御認識はいただきたいと思ひますし、そのことがないと将来非常にこの財政的にも厳しいものを抱えてくるということにもなると思ひます。しかしながら、先ほど言いましたように、どこをどうするんだというようなことは、そう短絡的に言えるものではございませんが、ぜひとも、これから議員さんも私も4年間の任期をいただいたわけでございますので、ぜひともお互いがそういうふうなことをですね、重要な問題、大変大きな問題であります。ぜひともそういうことを、そこそこの場でいろいろ議論をしながら研究を進めていけたらというふうに思ひますので、皆様方にもぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） はい、ありがとうございます。

最後にもう一度、支所と出張所費なんですけど、御答弁いただきました内容を見ると、各支所で金額がというか予算がちよっとばらばらというか、差があるようなんで、それは地域の要望もさまざまなんで、要望に依ればその予算額というのも変わってくるのかもしれませんが、やっぱり1つの町ですので、各支所で統一された支出基準とか、そういう今の小規模施設整備事業費とかいうのは、要望に応じて各支所で判断して出されているのかもしれませんが、そういう支出基準が1つ統一されておれば、予算に差が出るということもやむを得ない面もあるのかもしれませんが、それがないのであれば、やっぱり多様な要望がありますので、それがこう差が生じないようにある程度バランスのとれた支出というのが必要になってくるんじゃないかなと思ひますので、今回の補正はということではなくて、今後、ちよっとその辺も検討いただけたらなと思ひます。

それと、長浦のスポーツ滞在施設、先ほど町長さんからも御答弁いただきましたが、町内のその公共施設、確かに難しい問題ですけど、せつかくの町の資源が無駄にならないように、そういう面からぜひ、今後、真摯な議論をしていただけたらと思ひます。

それからもう1つ、漁港管理費のところの漁港漁場保全化計画のどこなんですけど、老朽化度によって、A、Bランクというのを付けられて、10年以内に補修していくと、長寿命化を図る

というのはわかったんですけど、今まだ計画策定が終わってないようなので、大体の大まかな割合でいいんですけど、A、Bランクで、大体どれぐらいの割合があるのか。そしてその保全計画というのが策定された後は、どういうふうに扱うというか公表されて、それがどういうふうな優先順位っていうんですか、復旧というか補修をされていく予定があるのか、その辺がわかればちょっと教えていただきたいと思います。

それと、イノシシ対策については、町長から徹底的にやるんだという心強いお言葉をいただきましたので、これがまさに今何もしないわけじゃなくて、できることはいろいろな対策をとられているのはわかるんですけど、今後どういうふうな方針で、1つのプロジェクトとしてどういうふうな方針でやっていくんかというのを明確にした上で、町として本腰を入れてイノシシ対策に取り組むんだという姿勢をまずは見せるということが重要だと思いますので、ひとつ真摯な議論と本腰を入れた取り組みをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 支所のことについては、ちょっと額のことは別にしまして、私の思いをちょっと先に申し上げさせていただきたいと思います。

支所の当初予算は全て、工事請負費が500万円、原材料費が100万円、小規模施設整備事業費補助金が100万円ということで、4総合支所それぞれに700万円の予算をつけております。それについて、6月、9月、12月と全てじゃありませんが、それぞれの支所で補正が必要になればつけております。実は、これはほとんどフリーパスで補正をつけております。なぜかって言いますと、結果的に今回の補正が、もし12月の補正がおりましたならば、それぞれ700万円であったものが、累計です、3つを足して700万円であったものが、久賀では1,600万円、大島では2,300万円、東和では1,600万円、橘では2,200万円という予算額になります。ただ700万円からそれになったわけじゃなくて、6月にも9月にも12月にも補正しながらやってきたわけでございます。これはなぜかと言いますと、そこそこに町民要望があるからということでございます。総合支所のよさについては、総合支所を設置しておいて、その総合支所の機能を発揮するためには、まさにこの事業が一番効果的だというふうに思うからであります。これは地域に密着した事業、まさに20万円であったら、これは総合支所のほうでやりますよということで、今までは補助金出しますからやってください、原材料出しますからやってくださいということを中心におつたんですが、なかなか高齢化してからそういうことができないということで、これまでの前の任期の皆さん方の議会の中でも、たびたびこういう議論がありました。もっともっと町が積極的に、町が直営でやることを増やしたらどうかということがいろいろ議論されて、その結果、今こういうふうな予算になっておるわけでございます。

それで、ちょっと参考までに申し上げますと、この4総合支所の今の3つの予算なんです、平成22年は3,770万円、平成23年は4,000万円、平成24年は4,410万円、平成25年は4,820万円、平成26年は5,720万円、平成27年は6,950万円と、こういうふうに伸びてきております。これはまさに議会のほうからの大きな要望があって、そしてそれを反映しておるということでございます。まさに町民の皆さん方におかれましては、やっぱりこの、総合支所でやっていただくちゅうのが一番早くて、例えば設計書を作って入札してというように大きなものは別にしまして、そういうのでないものをできるだけ早くやっていくということをお願いをしておるわけですから、ぜひともこの事業については、合併後の周防大島町の一番効果的な事業であろうというふうに私は考えておりますので、ぜひとも議会の皆さん方にも御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 瀬川水産課長。

○水産課長（瀬川 洋介君） 田中議員さんの御質問ですが、先ほど申し上げましたとおり、24年度から全漁港について調査をかけておりまして、今年度、最後の漁港を実施中です。昨年度までやった漁港の集計数で言いますと、約333施設ありまして、先ほど申し上げました、A、Bランクの施設が、合わせると20%ほどで、一番危険度の高いAランクの施設は6%ぐらいを占めております。

先ほどちょっとお話をしたときに、A、Bについては10年以内にしなければいけないということではありません。言葉で言いますと、することが望ましいという言い方になっております。A、Bの評価がついた施設については、たちまちできなくても年2回の施設の点検というものが義務付けられております。義務付けられておるといいますか、やるようにという指示が出ております。これは職員で実際行うわけですが、A評価がでてもたちまち崩れるということではありませんが、町の予算の問題もありますので、Aの中でも適切な順序に従って実施していきたいというふうに考えています。

それともう1つ、先ほども申し上げましたが、Aが出たから先にやるということだけではなくて、あくまでA、B、C、Dという評価は老朽化度、その施設がどれぐらい傷んでいるかという評価ですので、その施設自体が住民に与える影響、それから安全性、それから使用頻度、それらを考えて同じ評価としてAが出た中でも、そういったものを優先的に補修に実施していく予定でおります。

以上です。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。半まで。

午前11時18分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁漏れがございましたので、松田久賀総合支所長。

○久賀総合支所長（松田 博君） 先ほどの田中議員からの総合支所に対しての御質問に対してなんですが、各事業については、交付規則とかあります。これに基づいて、各総合支所で月1回程度は調整会議を開きまして行ってます。

ですから、公平になるというような形で行っていますので、それに対してきちんとしていることを一応追加いたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まず、13ページの繰入金ですが、財調の繰入金が4,588万4,000円の増額というのがあります。当初に比べれば少ないとも言えますが、これは特定の事業やものにあてられるのかどうか。だとしたら、何にあてられるのかお伺いします。

それから、19ページの徴税総務費の固定資産税過誤納返還で16万円というのがあります。この過誤納はどういうことだったのか、その中身。それから、件数をお伺いします。

36ページの教育費、教育総務費、事務局費のこれ財源内訳のところは305万円。先ほどの説明で寄附金というふうにあったと思うんですが、どういうところからの寄附金なのかお伺いします。これの内容ですが、歳出の教育総務経費の補正額と一致することになって、積立金となって周防大島高校の通学支援の基金というものに積み立てるということになっていますが、この中身について御説明を願います。

33ページの商工費の観光費、これも財源内訳で600万円となっておりますけれども、この財源はどういうものなのかお伺いします。使い道が、片添ヶ浜海浜公園施設管理の委託料というふうになっていますが、どういうところに委託されるのか、どの範囲を管理を委託するのかお伺いします。これは当初でもあった事業なのかどうか、その点。または新規なのか、その辺の別もお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） それでは、砂田議員さんの観光費の財源内訳600万円について御説明いたします。

公園等管理経費で委託料600万円を今回補正しております。これにつきましては、町が県の観光施設、片添のオートキャンプ場に各施設を持っています。コテージ、フリーサイト等々、それについて利用料を徴収しています。それについて、その使用料が600万円に相当しまして、それを委託料として東和ふるさとセンターのほうで委託料として支出をしているということでござい

ます。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず、1点目の財政調整基金の取り崩しの件ですけれども、これにつきましては、財政調整基金につきましては、財源調整という面が多々ありますが、財源調整の目的での取り崩しを行っておりますので、どの事業に充当するとか、そういったものではないということでございます。

それから、税務課の関係でございますけれども、還付金等返還金と償還金でございますけれども、これは2件ございまして、いずれもなんですが、店舗と住宅、これの評価の誤りがあったことでの還付と償還金でございます。

○議長（荒川 政義君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 砂田議員さんより、36ページのその他特定財源305万円の内訳ということですが、これにつきましては、2名の方から寄附をいただいております。1名の方は三重県の方で、久賀町の出身の方が、この方が久賀町での奨学金を利用して早稲田大学に行かれたということで、このたび300万円を小切手によって寄附をされております。

もう一人の方は、これも久賀町の出身の方ですが、現役の先生を、教職をされてる方で、お父様の死去によって寄附をされたものでございます。

いずれの方につきましても、周防大島高校の通学支援基金のほうに積み立ててよいという御了解をいただきましたので、今回補正に上げております。

積立金のほうの関係ですが、これは本年度4月1日付で、従来の奨学資金貸付基金、これが年度当初4,798万2,524円ございましたが、このうち1,000万円を残して、残りの3,798万2,524円を周防大島高校通学支援費給付基金のほうへ積み立てております。今回、この基金にこの305万円を積み立てまして、合計で4,103万2,524円の基金を造成する計画であります。

以上です。（発言する者あり）

今の寄附された方ですが、ちょっと何年、久賀中を卒業された方かっていうのは、ちょっとわからないんですが、相当以前に卒業された方で、最後は近畿大学の助教授をされて辞められた方だというふうにお伺いしております。（発言する者あり）

先ほども言ったと思いますが、旧久賀町の奨学金を受けて早稲田大学を卒業された方ということでもあります。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） その財政調整基金の取り崩しで、財源の調整をするというのはどういう意味なのかお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今多分、砂田議員さんがおっしゃられることは、財政調整基金は何か特定目的に対して、その財源として崩して、そこに充当するというふうなお考えを今おっしゃられたんではないかと思えます。

以前、これは古い話ですが、合併前の旧町のころでは、財政調整基金は通常、財政調整に使うのではなくて、その年度の特異な特別な大きな事業とか、特別なまたは補正が必要なという事業に充てるために財政調整基金を取り崩して、それに財源として充当するというふうなお考えで、今恐らく質問なされたんではないかと思えますが、近年はそういうことではなくて、財政調整基金は財源調整にずっと使っております。だから、例えば当初予算でその財源がどうしても不足する場合には、財政調整基金を取り崩して、そこを財源に充てるということでございます。

今回の補正予算につきましても、4,500万円ですかね、4,500万円ほどどうしても、ほかの例えば特定財源等で財源が賅えないというぶんについて、一般財源、その一般財源は財政調整基金から取り崩してそれを充当し、歳入歳出を調整するということで、財源調整というふうなことで使っております。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 33ページであります。生活バス路線対策補助金20万9,000円でありますけれども、これはどこに支払われるものですか。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 32ページの商工業振興費、廃止バス路線代替運行事業のどこかの支払いかということでございますが、これは屋代奥畑線の乗り合いタクシーの経費でございます。観光タクシーのほうに支払うようになります。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は最終日いたします。

日程第7. 議案第2号

日程第8. 議案第3号

日程第9. 議案第4号

日程第10. 議案第5号

日程第11. 議案第6号

日程第12. 議案第7号

日程第13. 議案第8号

日程第14. 議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第2号平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第14、議案第9号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの8議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） それでは、議案第2号から議案第4号の補足説明をいたします。

議案第2号平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入において保険基盤安定事業、職員給与費等、財政安定化支援事業、国保負担軽減対策及びその他一般会計に係る一般会計繰入金の増減、歳出においては国保・特定健康診査等事業費に係る職員人件費の減額、退職被保険者等療養給付費の増額が主なものであります。

補正予算つづりの43ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ336万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億7,810万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書で説明をいたします。49ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、3目特定健康診査等負担金については、交付決定額の確定により16万6,000円減額するものであります。

6款県支出金、1項県負担金、2目特定健康診査等負担金については、国庫負担金と同様に同額の16万6,000円を減額するものであります。

9款繰入金は、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金を303万円減額いたします。これは一般会計からの繰入金で、負担金交付申請額の確定により1節保険基盤安定事業繰入金（保険税軽減分）を1,043万6,000円増額、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）を209万4,000円増額、職員給与費等の調整により3節職員給与費等繰入金を736万2,000円減額、普通交付税8月算定分の確定により、5節財政安定化支援事業繰入金を102万円減額。

次の50ページをお願いいたします。引き続き、6節その他一般会計繰入金のうち、国保負担軽減対策繰入金額の確定により国保負担軽減対策を112万円減額、歳出見込み額の減少によりその他一般会計を605万8,000円減額します。

次に、歳出について御説明いたします。51ページをお願いいたします。

1款総務費は、当初予算編成以降の人事異動、山口県人事委員会の勧告による給与改定等に伴う職員人件費の調整により職員人件費を580万8,000円減額します。

2 款保険給付費、1 項療養諸費は、1 目一般被保険者療養給付費は財源調整であります。2 目退職被保険者等療養給付費は、今年度 10 月支払いまでの実績から年間推計により 350 万円増額いたします。

52 ページをお願いします。

3 目一般被保険者療養費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費は、ともに財源調整であります。5 項葬祭諸費、1 目葬祭費は、11 月決定分までの実績から年間推計により 50 万円増額いたします。

次に、53 ページをお願いいたします。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費は、特定健康診査等、国・県負担金の減額に伴う財源調整と当初予算編成以降の人事異動等に伴う職員人件費の調整により職員人件費を 155 万 4,000 円減額します。

以上が、平成 28 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についての概要であります。

続きまして、議案第 3 号平成 28 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入において、職員人件費に係る一般会計繰入金金の減額、歳出において、総務費に係る職員人件費の減額によるものであります。

補正予算つづりの 55 ページをお願いいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 4,752 万 6,000 円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書で説明をいたします。

61 ページをお願いいたします。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目事務費繰入金について職員人件費分 3 万 6,000 円を減額いたします。

次に、歳出について御説明いたします。62 ページをお願いいたします。

1 款総務費は、当初予算編成以降の人事異動、山口県人事委員会の勧告による給与改定等に伴う職員人件費の調整により 3 万 6,000 円減額いたします。

以上が、平成 28 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についての概要であります。

続きまして、議案第 4 号平成 28 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算つづりの 63 ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定において、職員人件費の調整に伴う補正が主なものでございます。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から1,431万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億4,593万6,000円とするものであります。

事項別明細書の69ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入について、御説明いたします。

6款繰入金、1項他会計繰入金、4目その他一般会計繰入金の1,431万6,000円の減額につきましては、職員人件費の調整でございます。

次に、保険事業勘定の歳出について御説明いたします。

70ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、介護保険分の職員人件費の調整により、1,211万9,000円を減額いたします。

4款地域支援事業費、2項包括支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費では、認知症サポート医養成研修に係る旅費及び認知症地域支援推進員研修、認知症サポート医養成研修、認知症初期集中支援チーム員研修に係る負担金を県に負担していただけたため、その不用額31万5,000円を認知症地域支援推進員の賃金へ組み替えたものでございます。

71ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費、2項包括支援事業・任意事業費、3目地域包括支援センター運営事業費では、介護保険・包括支援センター分の職員人件費の調整として、219万7,000円を減額いたします。

以上が、平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

以上で、議案第2号から第4号までの補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 続きに、佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、議案第5号平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第8号平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までの、環境生活部所管の4議案につきまして、補足説明をいたします。

まず、議案第5号平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

補正予算書の73ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算から3,958万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億8,660万8,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行う

ものであります。

その概要につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

81ページをお願いいたします。

歳入の4款繰入金において、一般会計からの繰入金522万4,000円を減額し、財源調整をしております。

6款諸収入は、久賀・大島地区下水道工事に係る水道管等移設工事に伴う移転補償金の額が確定したもののについて、763万8,000円を追加計上するものでございます。

7款町債は、事業費の増減に伴い、簡易水道事業債2,210万円、過疎対策事業債1,990万円を、それぞれ減額するものであります。

続きまして、82ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款簡易水道費、1項事務費、1目総務費の職員人件費におきましては、当初予算編成以降の人事異動、また山口県人事委員会の勧告による給与改定等に伴う職員人件費の調整により、202万8,000円を追加し、総務一般経費におきましては、統合水道事業の事前準備に伴い、11節需用費について、消耗品費9万8,000円を、また印刷製本費46万8,000円を追加するとともに、13節委託料におきましては、契約金額の確定に伴い、上水道事業創設に係る支援業務について189万円を増額し、経営戦略策定業務について214万9,000円を減額、また18節備品購入費につきましては、11万1,000円を追加するものでございます。

また、27節公課費において、平成27年分の消費税確定申告及び平成28年度中の中間申告予定納税額の確定に伴い、消費税の111万3,000円を減額するものでございます。

続きまして、2項事業費、1目の維持管理費におきましては、11節需用費について、修繕費として、今後の施設の維持管理や修繕に要する緊急対応分として修繕費250万円、また18節備品購入費は水中ポンプ28万7,000円を、また、公用車の故障による更新に要する経費として、備品購入費及び役務費等、合わせて128万8,000円を追加するものでございます。

同じく2目設備費におきまして、久賀・大島地区下水道工事に伴う水道管等移設工事等に係る未施工区間及び契約額の確定した個所について、4,499万4,000円を減額するものでございます。

以上が、議案第5号平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、議案第6号平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

85ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に1,014万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億1,109万5,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものであります。

93ページをお願いいたします。

歳入でございます。東和片添地区公共下水道における長寿命化及び耐震計画の策定に係る契約額の確定に伴いまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道施設国庫補助金、1節特定環境保全公共下水道補助金について45万円を追加し、また、4款繰入金は、一般会計からの繰入金929万6,000円を追加し、財源調整を行っております。

7款町債は、事業費の増額に伴い、過疎対策事業債40万円を追加するものでございます。

94ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款公共下水費、1項事務費、1目総務管理費の職員人件費におきましては、当初予算編成以降の人事異動、山口県人事委員会の勧告による給与改定等に伴う職員人件費の調整により、205万7,000円を追加するものでございます。

また、総務一般経費におきましては、13節委託料について、経営戦略策定支援業務として214万4,000円を新規に計上するものでございます。

これは、下水事業等が保有する資産老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営状況は厳しさを増しており、不断の経営健全化が求められ、総務省は経営戦略を策定し、計画的かつ合理的な経営を行うことにより、収支の改善策を通じた経営基盤の強化等に努めるように要請しております。

また、自然条件等により建設改良費が割高のため、資本費が著しく高額となっている下水事業につきましては、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部を繰り出すための経費である高資本費対策に要する経費の交付税算入について、平成29年度から経営戦略の策定が要件化されるために、本年度中に経営戦略を策定する必要があり、その概要版を策定するものでございます。

次に、2項事業費、1目維持管理費において、11節需用費について、東和片添処理区におけるマンホール蓋が硫化水素により腐食し完全に閉まらない状況のため、歩行者の通行の安全と適正な維持管理を行うための修繕費、また安下庄の浄化センターにおける経年劣化による絶縁低下のため、汚水流入量測定値が安定しない現象が発生したため、汚水流入量電磁流量計の修繕費として、また、電気機械設備等の修繕費として、合わせて708万4,000円を追加し、27節公課費におきましては、平成27年分の消費税確定申告及び平成28年度中の中間申告予定納税額の確定に伴い、消費税242万円を減額するものでございます。

また、同じく2目公共下水事業費におきましては、設備経費といたしまして、安下庄処理区の

マンホールポンプ場に散水栓を新設する工事費及び水道新設加入負担金の、合わせて38万1,000円を新規に計上するものでございます。

これは、タオル等の異物が詰まった過負荷等により緊急出動した際に、マンホールポンプ場内の異物の除去や、その他の洗浄を行うもので、特に安高地区のマンホールポンプ場において流入量が多いために、散水栓を新設するものでございます。

また、同じく2目公共下水事業費の、東和片添地区公共下水道事業では、長寿命化及び耐震計画の策定に係る契約額の確定及び見込みにより、90万円を追加するものでございます。

以上が、議案第6号平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次に、議案第7号平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

97ページお願いいたします。

第1条に定めますとおり、歳入歳出予算の総額を3億3,943万8,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものであります。

103ページをお願いいたします。

歳入の3款繰入金は、一般会計からの繰入金5万円を追加し、財源調整をしております。

104ページをお願いいたします。

歳出の1款農業集落排水費、1項総務管理費、1目総務管理費の職員人件費におきましては、当初予算編成以降の人事異動、また山口県人事委員会の勧告による給与改定等に伴う職員人件費の調整等により、4万1,000円を追加するものであります。

同じく2項事業費、1目維持管理費は11節需用費の修繕費について、施設の維持管理や修繕等に要する緊急対応分として修繕費100万円を追加し、27節公課費におきましては、平成27年分の消費税確定申告、また平成28年度中の中間申告予定納税額の確定に伴い、消費税206万3,000円を減額するものでございます。

以上が、議案第7号平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次に、議案第8号平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

105ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に187万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,241万4,000円とするものでございます。

111ページをお願いいたします。

歳入の2款繰入金は、一般会計から187万2,000円を繰入れ、財源調整をしております。
112ページをお願いいたします。

歳出の1款漁業集落排水費、1項総務管理費、1目総務管理費の総務一般経費において、
13節委託料について、経営戦略策定支援業務として、107万2,000円を新規に計上する
ものでございます。

同じく2項事業費、1目維持管理費は維持管理経費について、11節需用費の修繕費として、
施設の維持管理や修繕等に要する緊急対応分として、修繕費80万円を追加計上するものでござ
います。

以上が、議案第8号平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の
概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせてい
ただきます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後0時05分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き補足説明を求めます。

奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） それでは、議案第9号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補
正予算（第2号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の113ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条により、既定の歳入歳出予算の総額に8万7,000円を追加し、予算
の総額を8,523万9,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

119ページをお願いいたします。

歳入につきまして、4款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金8万
7,000円を追加計上いたしてしております。

120ページからは歳出でございます。渡船会計におきましても他の会計と同様に職員人件費
の調整を行ったところでございます。

以上が議案第9号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）についての概
要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせて

いただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 4番。50ページの繰入金の中の、その他一般会計繰入金の605万8,000円の減額となっています。この理由といたしますか、伺ったところによると、会計上の収支をその他分の繰り入れで合わせるんだということを伺いましたが、そういうことでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 歳入の50ページの、その他一般会計繰入金のうちの、その他一般会計からの繰入金605万8,000円の減額の要因ということでございますけども、これにつきましては、今回の補正につきましては、総額で336万2,000円の減額となっておりますけども、そういった中で、歳入につきましては、この一般会計繰入金にもありますように、49ページご覧になっていただければわかりますように、保険基盤安定事業の繰入金等々の増額がありまして、また、職員の給与改定等々、人事異動に伴う職員給与費の減額700万円等がございます。そういった中で、トータルとして、その他一般会計繰入金のその他の繰入金というのは、まさしく国保会計の赤字といたしますか、財源不足部分を一般会計から繰り入れてるものでございまして、そういったことで収支からしまして、今回の補正では605万8,000円の減額をさせていただいたということでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 4番。そうすると、本町ではゼロ決算ということをやっていることですが、この繰入金の減額をしないとすると、仮にそういうふうには、これをそのまま、その他分はそのままにするということになると、決算のときには、この金額が剰余金、いわゆる黒字としてあらわれると、そういうふうには理解していいのかどうかをお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 仮にではございますが、そういった処置をすれば、当然黒字に会計上はなるというふうには理解しますので、それはそういった結果になるというふうには思っています。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第3号平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、質疑は

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第4号平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第5号平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第6号平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第7号平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第8号平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第9号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第2号平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から議案第9号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの質疑を終了いたします。討論、採決は最終日といたします。

日程第15. 議案第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第10号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第10号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

御手元の平成28年度の周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思っています。

まず、第2条の業務の予定量では、病院患者数は入院合計で2,335人、外来合計で5,119人の減少を、介護老人保健施設利用者数も入所合計で746人、次の2ページになりますが、通所合計で101人の減少を見込んでおります。それに伴いまして1日の平均患者数・利用者数を補正しております。

次に3ページをお願いいたします。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては業務の予定量の減少に伴います診療収入の減少と基金運用益の増加により、合計で2,795万8,000円を減額補正し、55億7,468万円を見込んでおります。

支出につきましては、給与改定等の影響に伴います給与費の増加や業務の予定量の減少に伴います材料費の減少により、次の4ページになりますが、合計で2,772万1,000円を減額補正し、55億7,426万円を見込んでおります。

第4条の議会の議決を経なければ流用できない経費につきましては、給与費を549万1,000円を増額補正し、30億2,094万8,000円としております。

内容といたしましては、給与改定に伴うものが2,430万8,000円の増額、職員の採用退職等の影響によるものが1,881万7,000円減額となっております。

第5条の薬品や診療用材料費等のたな卸資産購入限度額につきましても、業務の予定量に基づきまして算出し、合計で3,586万9,000円減額補正しております。

附属資料といたしまして、5ページ以降に補正予算に関する説明書として、予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、注記を添付してございます。

以上が、平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）の内容でございます。

どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 4番。6ページの東和病院事業費の中の報酬1,200万円の増

額ということになってます。聞くところによると、これは泌尿器を新たに東和病院で診れるようにしてもらおう。その報酬が入っているということもお伺いしましたが、その辺について具体的に御説明をお願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤田公営企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） ただいま御質問のありました東和病院の報酬の1,200万円の増ということでございますが、一応、来年の1月1日で、懸案でありました泌尿器科の常勤医師が招聘できることになりまして、採用予定で、一応340万円組んでおります。そのほかは、一応、麻酔科、東和病院の整形の院長先生が着任されまして、9月ごろから手術を始めております。そのために麻酔科の先生に週1回程度、非常勤で来ていただいておりますので、その人の増額、並びに准看護師、看護助手、調理員等の採用を含めまして、総計で1,200万円の増額を見込んでおります。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 常勤ということは、東和病院では、もう毎日泌尿器の診察をしてもらえるということで、よろしいのかどうかを伺います。

○議長（荒川 政義君） 藤田公営企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 透析等がありますので、毎日外来診療というのは難しいかもしれませんが、一応、常勤で月曜日から金曜日までいらっしゃるというのは間違いございません。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。討論・採決は最終日いたします。

日程第16. 議案第11号

日程第17. 議案第12号

日程第18. 議案第13号

日程第19. 議案第14号

○議長（荒川 政義君） 日程第16、議案第11号周防大島町水道事業の設置等に関する条例の制定についてから、日程第19、議案第14号周防大島町水道事業行政財産使用料徴収条例の制定についてまでの4議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第11号から議案第14号までについて、一括して補

足説明をさせていただきます。

まず、議案第11号周防大島町水道事業の設置等に関する条例の制定についてであります。

総務省は、簡易水道事業の統合及び地方公営企業の適用については、経理内容の明確化、透明性の向上、経営の効率化を図る観点から、これまでも積極的に推進してきたところでございますが、住民生活に密着したサービスを提供している簡易水道事業については、公営企業会計適用の必要性が高いことから、重点的に取り組むよう要請があったところでございます。

また、平成19年度には、厚生労働省から簡易水道に係る国庫補助制度が見直され、既存の簡易水道事業が統合可能であるにもかかわらず統合しない簡易水道事業に対しては、今後補助対象としないと示されましたが、平成21年度末までに簡易水道統合計画を策定し、国へ提出し、平成28年度末までに統合する簡易水道事業については引き続き補助対象となることから、本町におきましても、平成21年8月に、前島、笠佐島、浮島の3離島の簡易水道事業を除く10カ所の簡易水道事業と1カ所の飲料水供給施設を、平成28年度末までに統合する簡易水道事業統合計画を厚生労働省に提出いたしました。

この統合によりまして、本町では給水人口が水道法第3条第3項に規定する簡易水道事業の上限である5,000人を超えることから、公営企業法の全部の規定が適用となる上水道事業に移行することとなります。

3離島を含めた全ての簡易水道事業の統合ということも考えられますが、3離島のうち浮島においては、今年度から海底送水管整備事業に着手しております。交付税算入のある辺地及び簡易水道事業債を財源としていますので、3離島につきましては、当分の間は簡易水道事業として運営してまいりたいと考えております。

統合年月日につきましては、平成28年1月に厚生労働省から、平成29年4月1日に認可統合される事業については、当初の目標どおり平成28年度末までに統合したものと整理するという見解を受けまして、本町の水道事業の統合につきましても平成29年4月1日とし、既に山口県知事の認可も受けているところでございます。

以上のことから、本案は、統合水道事業を地方公営企業として設置する規定及び経営の基本に関する事項等を規定する条例の整備について、条例の制定やその条例の制定に関連する条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、その概要につきまして、条文に沿って御説明をいたします。

議案つづりの5ページをお願いいたします。

本条例は7条からなるもので、第1条では水道事業の設置を、第2条では基本方針を、同条第2項第1号で水道事業の統合により給水区域を、第2号及び第3号にそれぞれ給水人口及び1日最大給水量を規定しております。

第3条では、地方公営企業法及び同法施行令の規定に基づき、事業管理者を置かず、町長が管理者の権限に属する事務を処理することと規定しており、同条第2項では管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道課を置くと規定しております。

第4条では、地方公営企業法の規定に基づき、予算で定めなければならない水道事業の用に供する重要な資産の取得及び処分について、その金額や種類について規定しております。

第5条では、地方公営企業法第34条において準用する地方自治法第243条の2第8項の規定により、議会の同意を要する賠償責任の免除を。

第6条では、地方公営企業法第40条第2項の規定に基づき、負担付きの寄附又は贈与の受領で、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等を規定しております。

第7条では、町長への業務状況を説明する書類の提出について規定しております。

次に附則の第2項からは、水道事業への移行に伴い関連する条例の改正を行うもので、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

10ページの新旧対照表をお願いいたします。

附則第2項の周防大島町行政組織条例の一部改正では、環境生活部の事務分掌のうち、水道を町長部局の事務である簡易水道に改め、次に11ページ及び12ページでございますが、附則第3項周防大島町個人情報保護条例の一部改正及び附則第4項の周防大島町情報公開条例の一部改正につきましては、それぞれ第2条において、町長の定義に水道事業管理者の権限を加え、次に13ページになりますが、附則第5項周防大島町職員定数条例の一部改正において、町長の事務部局から水道事業の職員を分離するため、第2条において町長の事務部局の定数を295人に減じ、水道事業の職員定数を新たに15人に改正するものでございます。

次に14ページでございますが、附則第6項周防大島町特別会計条例の一部改正において、地方公営企業法の全部の規定を適用する事業である水道事業について、公営企業特別会計の例に倣い、水道事業特別会計を新たに設けるものでございます。

次に15ページでございます。

附則第7項周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部改正でも、第2条において、町長の定義に水道事業管理者の権限を加えるものでございます。

次に16ページですが、附則第8項周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正では、第9条第2項及び第5項において、材料の記載を水道法施行令に記載されている表現に統一するため、材質に改正するとともに、簡易水道事業から3施設を除く水道事業への移行に伴い、別表のとおり、簡易水道の給水区域を改正するものでございます。

次に24ページですが、附則第9項周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正につきましても、簡易水道事業から水道事業

への移行に伴い、第3条第1項において水道事業における布設工事監督者の資格に必要な経験年数を、同条第2項では、簡易水道事業における布設工事監督者の資格に必要な経験年数を第1項の読みかえにより規定し、第4条第1項では同じく、簡易水道事業から3施設を除く水道事業への移行に伴い、水道技術管理者の資格に必要な経験年数を、同条第2項では簡易水道事業における水道技術管理者の資格に必要な経験年数を、第1項の読みかえにより規定しております。

附則第10項では、飲料水供給施設も水道事業へ移行することから、周防大島町飲料水供給施設事業給水条例を廃止するものでございます。

次に27ページ及び28ページですが、附則第11項及び附則第12項も、簡易水道事業から3施設を除く水道事業への移行に伴い、公共下水道及び農業集落排水処理施設において、汚水量の算定に、水道事業及び簡易水道事業により使用した量により算定すると改正するものでございます。

なお、附則第1項のとおり、本条例の制定及び一部改正の施行日を平成29年4月1日からとしております。

以上が、議案第11号の補足説明でございます。

次に、議案第12号、周防大島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてであります。

本案も、統合による水道事業への移行に伴い、水道事業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものでございます。

それでは、概要につきまして、順を追って御説明いたします。

議案つづりの29ページをお願いいたします。

本条例は21条からなるもので、第1条から第3条までは、本条例の趣旨や給与の種類、給料表について規定しております。

第4条から第15条までは、第2条第3項に規定する各種手当の支給条件を規定しております。

第16条では、職員が休暇等を除き勤務しない場合や、部分休業又は介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない時間に応じて給与額を減額して支給すると規定しております。

第17条では、休職が承認された職員については、管理者が定める規定に基づき給与を支給できることを規定しております。

第18条及び第19条では、専従休職者または育児休業の承認を受けた職員については、いかなる給与も支給しないことを規定しております。

第20条では、非常勤職員の給与については、職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給することを規定しております。

第21条では、再任用職員や育児休業職員に代わり、職員の業務を処理するため必要があると認め採用された短時間勤務職員には、扶養手当及び住居手当の支給をしないことを規定しております。

給料表や諸手当の額など、詳細につきましては規程で定めることとしており、いずれも町長部局一般職の職員に係る規定を準用することとしております。

なお、附則として、本条例の施行日を平成29年4月1日からとしております。

以上が、議案第12号の補足説明でございます。

続きまして、議案第13号周防大島町水道事業給水条例の制定についてであります。

本案も、統合による水道事業への移行に伴い、水道の給水について必要な事項を定めるものでございます。

本条例は、周防大島町簡易水道事業給水条例をもとに、料金、費用負担その他の供給条件等を規定しており、水道料金や手数料、加入金等の額の改定は行っておりません。

それでは、その概要につきまして御説明いたします。

議案つづりの33ページをお願いいたします。

本条例は48条からなるもので、第1条から第4条までは本条例の趣旨や給水区域、また、用語の定義や給水装置の種類について規定しております。

第5条から第8条までは、給水装置の新設等の申し込みや費用負担、開発行為に伴う事前協議について規定しております。

第9条から第15条までは、給水装置の工事の施行に係る手続きや給水管、給水用具の指定、また、給水装置工事の申し込み等について規定しております。

第16条から第21条までは、給水の原則や用途、また、給水契約の申し込み等について規定しております。

第22条及び第23条では、水道メーターの設置や貸与について規定しており、第24条から第27条までは、水道使用者の管理者への水道の使用中止や変更の届け出、また、消火栓使用制限や水道使用者の管理上の責任、給水装置及び水質の検査等について規定しております。

第28条から第36条までは、水道料金の支払い義務や料金、その算定方法や使用水量及び用途、無届け使用に対する認定や料金の徴収方法、また、手数料や加入金の額や料金等の軽減または免除等について規定しております。

第37条から第45条までは、給水装置の検査や給水装置の基準違反に対する措置及び給水の停止、切り離し、また、家族等の行為に関する責任や給水装置の操作の責任、違反の場合の措置や罰則、過料等について規定しております。

第46条及び第47条では、貯水槽水道の設置者に対する管理者の責務や簡易専用水道等の設

置者の責務を規定しております。

第48条では、本条例の施行に関して必要な事項は、管理者へ委任することを規定しております。

また、附則として、本条例の施行日を平成29年4月1日からしております。

以上が、議案第13号の補足説明でございます。

続いて、議案第14号周防大島町水道事業行政財産使用料徴収条例の制定についてであります。

本案も、統合による水道事業への移行に伴い、水道事業の行政財産使用料について必要な事項を定めるものでございます。

それでは、概要につきまして、順を追って御説明いたします。

議案つづりの43ページをお願いいたします。

本条例は6条からなるもので、第1条では本条例の趣旨を、第2条では使用料の徴収やその金額の計算を、第3条では納入の時期や方法を規定しておりますが、使用料等につきましては、周防大島町行政財産使用料徴収条例との整合性を図っております。

第4条では、使用料を減額し、または免除することができる場合を規定しており、第5条ではこの条例に規定するもののほか、使用料の徴収に係る必要な事項については、周防大島町行政財産使用料徴収条例施行規則に委任する旨を規定しております。

第6条では、詐欺その他不正な行為により使用料の徴収を免れた者に対する過料を規定しております。

なお、附則として、本条例の施行日を平成29年4月1日からしております。

以上が、議案第11号から議案第14号までの補足説明でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第11号周防大島町水道事業の設置等に関する条例の制定について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 4番。国は、なぜ統合を補助の条件にしているのか。その考え方が、どういふふうなところにあると、周防大島町としてはお考えなのか、お伺いします。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 今の御質問についてお答えいたします。

先ほどの補足説明と少しダブるところがあるかも知れませんが、公営企業につきましては、本来、独立採算の原則に基づき、経済性を発揮しながら必要なサービスを提供する重要な役割を果たしていただいております。本町におきましても、人口減少やインフラ老朽が大きな課題となっており、高度成長、経済成長期に集中的に整備された施設、あるいは、設備の老朽化に伴う更

新投資の増大や人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増しつつあるところでございます。

こうした中で、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。これらについて、よりの確に取り組むために公営企業会計を適用し、みずからの経営試算等を正確に把握することが必要となるものでございます。この理由から、総務省から、簡易水道としても同会計の適用を促進していくことが促されております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第12号周防大島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 一般職の職員の給与条例と中身的には同じなのか、違うのか。違うとすれば、どういうところが違うのか、お伺いをします。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） お答えいたします。一般職の職員と同じでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号周防大島町水道事業給水条例の制定について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まず、29条の料金表についてですが、これによると簡易水道条例と同じです。町長もかねてから、周防大島町の水道料が県下一高いということもおっしゃってましたけれども、これでいくと、20立方当たりが4,327円ということになって、県の資料をもらったんですが、平成27年4月現在で、周防大島町が4,720立方当たりが4,743円で一番高いということになっていました。この28年度で4,327円ということになると、余り変わらない金額で、しかもこれを見ますと、柳井広域の水道ですね、弥栄ダムから来る。その関係の自治体が大体同じ金額ということになってて、大変、県内では高いお友達と申しますか、高い自治体ということになってるわけです。この理由としてはどういうふうなことが考えられるのか、ということが一つ。

それから、引き下げができない、しない、できないのかしないのか、その理由についてお伺いします。

それから、3条で使用料は定められた納付書で納付しなければならないというふうになってて、

それを原則として、だけど、特別な理由があればそうしなくてもよいということが書いてあると思うんですが、この特別な理由っていうのはどういうことになるのかお伺いします。

同じように3条の2項で、使用料の還付は町としてはしないというのが原則になってるけれども、これも特別な理由があれば還付してもよいと。これも特別な理由ということは、どういうことなのか伺います。特別な場合ですね、特別な場合。

これらについて……。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。質問の内容をもう一遍よう確かめて、条例が違う。

○議員（4番 砂田 雅一君） 13号については36条ですね。36条の料金及び手数料の軽減または免除というところですが、公益上、その他特別な理由があると認めたときは、軽減や免除あるいは延納ができると。これは具体的にどういう特別な理由があるのか、あると想定しているのか伺います。とともに、それに対しての手数料の軽減または免除、延納についての、この条例とは別個の規則、そういうものは、今、簡水のと きにもあったのかもしれませんが、どういふふうにされるのかお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 13条についてのみ、答弁します。13号です。ごめんなさい。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 水道料金が、簡易水道のときですね、今からこれ制定するわけですが、簡易水道のときですが、要するに柳井広域水道企業団から受水を受けておるその構成町、柳井水道企業団を構成しておる、岩国市は旧由宇町だけなんです、あと、柳井市、平生町、田布施町、上関町、周防大島町の水道料金が異常に高いということなんです、異常に高いかどうかわかりませんが、県内で高いところにあるということなんです、何が原因かということでございますが、いふなれば、この柳井広域水道企業団から受水を受けてる受水費が高いから、こういうことになるわけでありまして。受水費が高いとなぜ高くなるか。受水費が、じゃあなぜ高いのかということになります、膨大な費用をかけて、大竹市と和木町の境界にある弥栄ダムからここの延々と柳井市まで導水管で引っ張ってきて、そして浄水して、そして配水給水をしておるということに対して、膨大な費用をかけてそれを造った。その結果、結果的に受水費が高くなっておるということでございます。

もう1点は、周防大島町の場合、平成12年に広域水道からの給水を開始することになったんですが、それまでは実は非常に、旧4町でございましたが、4町でばらばらではあったんですが、普及率が非常に低かったということでございます。そこで、平成12年の給水開始にあわせて、それぞれの町によって、ずっと普及を、要するに給水の拡張をやってきたわけでございます。当然もう、給水の拡張をやれば、それは簡易水道事業に起債の残高として残っております。当然それは水道会計の中から償還をしなければならないということで、費用が嵩んでおるといふ要因が

ございます。これらを合わせますと、いずれにいたしましても、水道の使用料、皆様方から、町民の皆さん方から、使用されてる皆さん方から集めて、それが唯一の収入でございますので、それで賄えないということになっておりまして、当然一般会計から繰り入れをいたしております。その一般会計から繰り入れいたしておりますのも、基準繰入と基準外繰入ございまして、基準繰入ってというのは、それは基準に基づいた繰り入れが出るんですが、それ以外にも大きな一般会計の任意の繰り入れを行って、何とか会計を保っておるという状況でございますので、この水道使用料を引き下げるといことは、とつても、今のところできないということになっております。じゃあ、もともと来る受水費を下げる方法がないのかということになります。当然、大きな費用をかけて柳井広域水道自体を建設しておりますので、当面今のところ、そちらを下げるという方法もございません。ただ、今のところ、今まで、トン当たり120円を来年度から113円に引き下げるといことは、実は実現できております。しかしながら、これは、非常に柳井広域水道企業団のほうの会計を非常に悪くする要因になります。だから、いずれにいたしましても、向こうも一部事務組合で、構成町が最終的には負担をしなければならないものです。ここは、周防大島町で負担しなければならない水道事業でございますので、いずれにいたしましても、どこかを安くすればどこかに負担が、しわ寄せが来るということにもなると思っておりますので、当面今のところ、この水道使用料を引き下げるといことは難しいというふうに御理解いただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 先ほどの料金及び手数料等の軽減または免除についてでございますが、この給水条例の制定に伴いまして、当然、給水条例施行規則というのを制定する予定でございます。今現在、簡易水道事業給水条例施行規則の中に第24条として、災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金、あるいは、不可抗力による漏水に起因する料金、その他町長が公益上特別な理由があると認めた場合には、手数料等の軽減または免除を行うと規定されてます。ですから、したがいまして、先ほど申しましたように、給水条例の施行規則を制定するにあたりまして、これを引用する予定でございます。

また、お金を返す場合には、漏水等が認められれば、返納するということでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 伊村上下水道課長。

○上下水道課長（伊村 明彦君） ちょっと訂正させていただきます。先ほど私のほうから、広域の受水費の単価の関係を来年度からということをしてしまいました。28年4月からです。

5年間113円、消費税別で113円となっております。どうも失礼しました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号周防大島町水道事業行政財産使用料徴収条例の制定について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 4番。大変失礼しました。また同じことを言いますけれども、土地とか建物を使用させる場合ってというのは、具体的にはどういうことを想定しているのか伺います。

それから、3条の使用料は定められた納付書で納付しなければならないというのが原則けれども、特別の理由があれば、そうしなくてもよい。この意味ですか、特別な場合というのはどういう場合が想定されるのか。

同じく3条の2項の還付しないのが原則だが、還付する場合があると。その特別な場合というのはどういう場合なのか。また、これらも先ほどと同じように、一定の基準を規則などで決めるものなのかどうかも伺いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） この条例の解釈の問題だろうと思いますけど、まず第3条の納付書により納付しなければならない、ただし、管理者において特別の理由があると認めるときは、この。これにつきましては、私どもの解釈、納付書、これ通常町長が、管理者が発した納付書で納め、要するに、指定金融機関あるいは収納代理金融機関で納めていただくのが、あるいは各支所なりで納めていただくのが、納付書で納める。ですが、場合によっては、指定金融機関等々に行けない場合は、他の銀行なりから振り込まれる場合がございます。そういった場合は、この納付書、要するに請求書に基づいてですが、納付書、その納付書を使わなくても納めることはできますので、こういったケースが想定されるということで、こういった条文があるというふうに理解しております。

それから使用料は還付しない。これは大原則ですけども、特別な理由がある場合と認めるときは還付することができる。これは例えばですが、災害等でその使用ができなくなった場合、そういった場合は、あるいは町の瑕疵でその利用が困難になった場合には還付をすることができるという条文がございます。

それと、こういったことを想定してる。例えばですが、水道施設用地に電柱なりが立つことがございます。中国電力なり、NTTの電柱が立てられるケースがございます。そういったことを想定した条例ということでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございません——。（発言する者あり）

いいですか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 土地や建物を使用させるということを予定してるんですよね。だから、今おっしゃった電柱を、中電に貸すかもわからんってというような場合、その場合は土地の価格の1,000分の6、評価額ですよこれ、評価額の1,000分の6をもらおうと。電柱を立てる面積っていうのは非常に限られたものだと思うんですが、その土地全体の、一筆分の土地の評価額で計算するということになるのか。その辺のもっと小さな取り決めっていうのは、その3条を含めて、こういう場合は還付しますよ、あるいはこういう場合は納付書要りませんよ、というような一定のボーダーライン的な規則、そういうものはつくるのかどうかもお伺いをしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 電柱を例にどういったケースが想定されるのかということで、電柱等に水道事業の行政財産を中電なりにお貸しする場合というのを例でちょっと申し上げさせていただいたんですが、電柱についての御質問ございました。議案書の45ページをご覧くださいんですが、当然土地等につきましては、1,000分の6っていう規定がございます。ですが、この備考欄の6に電柱等を設置するためという云々、というくだりがございます。これにつきましては、周防大島町道路占用料徴収条例というのが別にございまして、1本当たり幾らと。ちょっと細かい数字は覚えてませんが、1本当たり幾らという使用料をいただくということになっております。減免については、要するにそういったことが、例えば災害とかで、その土地が使用できなくなったとか、そういった場合には還付するということが想定されておるという意味でございませぬ。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませぬか。佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 今のところ未定でございませぬが、必要に応じて制定することもあるかと思ひます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。質疑が終結しましたので、議案第11号から議案第14号までの4議案を所管の建設環境常任委員会へ付託することにしたいと思ひます。御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第14号の4議案を所管の建設環境常任委員会へ付託することに決定しました。

日程第20. 議案第15号

日程第 2 1. 議案第 1 6 号

日程第 2 2. 議案第 1 7 号

日程第 2 3. 議案第 1 8 号

日程第 2 4. 議案第 1 9 号

日程第 2 5. 議案第 2 0 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 2 0、議案第 1 5 号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてから、日程第 2 5、議案第 2 0 号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例等の一部改正についてまでの 6 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 1 5 号から議案第 2 0 号までのうち、議案第 1 9 号までの 5 議案につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 1 5 号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてであります。

少子高齢化の進展に伴い、育児や介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立をより一層容易にするため、働きながら育児がしやすい環境整備をさらに進めるよう、関係法令の改正について人事院の勧告がなされました。

これに伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律及び、育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されましたので、本条例についても法律に沿った改正をしようとするものであります。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第 8 条の 2 でございますが、第 1 項及び第 2 項に育児休業等の対象となる子について、職員が民法の規定による特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う者、また、育児福祉法の規定により、里親である職員に委託されている児童であって、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているものを加えるものでございます。

また、同条第 2 項において、日常生活を営むのに支障がある者を要介護者に改めるものでございます。

同様の改正でございますが、第 8 条の 3 第 4 項におきましても、日常生活を営むのに支障がある者を要介護者に改めるものでございます。

第 1 1 条でございますが、法改正により新設された介護時間を休暇の種類に加えるものでございます。

第 1 5 条でございますが、日常生活を営むのに支障がある者にあたる方を要介護者とすべく字句を加えること、また、職員が要介護家族の介護をするため、3 回を超えず、かつ、通算して

6カ月を超えない範囲内で指定する期間内に勤務しないことができるよう、条文を加えるものがございます。

第16条でございますが、職員が要介護家族の介護をするため、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる介護時間を新設するものがございます。

なお、介護時間につきましては、勤務をしない時間について給与額を減額することとなっております。

第17条以降につきましては、第16条の介護時間の規定を加えることにより1条ずつ繰り下げ、第17条におきましては、見出し及び本則へ介護時間を加えるものがございます。

附則第1項は、施行期日を定めるもので、平成29年1月1日から施行するものがございます。

附則第2項は、改正前の周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この改正の実施の日において、当該介護休暇の初日から起算して6カ月を経過していない者の介護休暇の期間についても適用しようとするものがございます。

以上が議案第15号の補足説明でございます。

次に、議案第16号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

議案第15号の周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についての説明と同様になりますが、育児や介護と仕事の両立を支援するため、働きながら育児等がしやすい環境整備をさらに進める旨の人事院勧告を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律及び、育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されましたので、本条例についても法律に沿った改正をしようとするものがございます。

少子高齢化の進展に伴い、育児や介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立をより一層容易にするため、育児休業等の承認について対象を拡大し、働きながら育児がしやすい環境整備をさらに進めるよう、関係法令の改正について人事院の勧告がなされました。

これに伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律及び、育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されましたので、本条例についても法律に沿った改正をしようとするものであります。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第2条の2でございますが、第2条の2を第2条の3とし、新たな第2条の2につきましては、育児休業法第2条第1項の条例で定める者を加えるもので、児童福祉法に規定する養育里親である職員に対し、同法27条第1項第3号に規定する里親に委託されている児童を育児休業の対象としようとするものがございます。

第3条でございますが、第2号から第5号を1号ずつ繰り下げ、第1号を2つの号に分けまして、民法の規定による特別養子縁組の請求が終了した場合、また、児童福祉法の規定による里親の委託の解除があった場合を特別な事情とし、育児休業が承認できる旨を新設するものでございます。

第10条でございますが、育児短時間勤務の承認について、先に説明をいたしました第3条に該当する場合において、同様の対象とするものでございます。

なお、改正条例につきましては、平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上が議案第16号の補足説明でございます。

○議長（荒川 政義君） 副町長、ちょっと17号、休憩に入る。休憩に入る。

暫時休憩します。

午後2時00分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、引き続いて議案第17号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について補足説明いたします。

山口県人事委員会は、10月19日に一般職の給与等について勧告を行いました。山口県はこれを受け、勧告どおり平成28年度の給与改定を行う予定でございます。

本年度は、官民給与の格差を踏まえ、給料表の引き上げ改定を行うとともに、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給割合の引き上げを行うものであり、本町も山口県に準じ、給料月額について平均0.25%の引き上げ、期末・勤勉手当につきましても、民間の支給状況を反映して、支給月数をそれぞれ0.05月分引き上げることといたしました。

また、扶養手当につきましては、子に要する経費の実情や、国全体として少子化対策が推進されていることに配慮し、山口県に準じ、子に係る支給月額を1人につき600円引き上げることといたしました。

さらに、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、船舶職員の給与及び旅費条例の改正、議会議員及び町長等の期末手当に関する条例もあわせて改正するため、関連条例を一括して一部改正しようとするものであります。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第1条の周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、まず、子に係る扶養手当の拡充に伴い、第8条の関係規定を改正するもので、現行の6,500円を7,100円に改めるものでございます。

第9条につきましては、扶養手当の拡充に伴い第8条を改めようとしておりますが、この改正に伴う号番号の整合を図るものでございます。

第18条につきましては、第2項中の勤勉手当の支給割合を100分の5引き上げ、現行の「100分の80」から「100分の85」に、再任用職員につきましても支給割合を100分の2.5引き上げ、現行の「100分の37.5」から「100分の40」に改正するものでございます。この改正により、年間の勤勉手当の支給割合は、それぞれ現行の「100分の160」及び「100分の75」から、「100分の170」及び「100分の80」となります。

別表第1から別表第3につきましては、行政職、医療職及び技能職に係る給料表をそれぞれ改正するものでございます。

第2条は、周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正でございます。

第1条で御説明いたしましたとおり、山口県人事委員会勧告に伴い、船舶職に係る給料表を改正するものでございます。

第3条及び第5条につきましては、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び、周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

一般職の職員の給与改定に準じ、町議会議員及び町長等の12月期の期末手当の支給割合を100分の10引き上げ、現行の「100分の165」から「100分の175」に改正するものでございます。

第4条及び第6条につきましても、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び、周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございますが、第3条及び第5条において12月期に100分の10引き上げた期末手当の支給割合を、6月期及び12月期において、それぞれ100分の5に振り分ける改正を行い、6月期には100分の5を加えた「100分の155」に、12月期は100分の5を減じ、「100分の170」に改正するものでございます。この改正により、6月期と12月期を合計した年間の期末手当の支給割合は、第5条及び第7条と同様に「100分の325」となります。

附則第1項及び第2項は、施行期日を定めるもので、本条例の第1条、第2条、第3条及び第5条の規定は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用とし、第4条及び第6条につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

附則第3項及び第4項は、中途の異動者や採用者間において、均衡上必要と認められる限度で調整することができるものと規定したものでございます。

附則第5項は、改正前の給与条例の規定に基づいた給与が、改正後の給与条例の規定による内払いとすることとしており、改正後の条例の規定を適用した場合は、その差額を支給することとなります。

附則第6項及び第7項も、改正前の条例の規定に基づいた町議会議員及び町長等の期末手当が、改正後の条例の規定による議会議員及び町長等の期末手当の内払いとしており、改正後の条例を適用した場合は、その差額を支給することとなります。

附則第8項は、規則への委任であります。

なお、今回の改正による年間の影響額でございますが、約でございますが、1,693万円の増額となる見込みでございます。

以上が、議案第17号の補足説明であります。

続いて、議案第18号周防大島町税条例等の一部改正についてであります。

本議案は、平成28年3月31日にそれぞれ公布された地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）のうち、平成29年1月1日以降に施行される改正事項及び所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が平成28年3月31日に公布され、また外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）が平成28年5月25日に公布され、法律と同日の平成29年1月1日から施行されることに伴い、周防大島町税条例等の一部改正するものであります。

主な改正点であります。1点目としまして、平成26年12月の国税に係る最高裁判決を踏まえ、個人町民税、法人町民税に係る延滞金の計算期間等について、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて所要の措置を講じるものであります。

2点目といたしまして、消費税率10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、法人住民税法人税割の税率を引き下げ、法人住民税の税率引き下げ分相当について、地方法人税の税率を引き上げ、地方交付税の原資化とするものであります。

3点目といたしまして、現行の軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を1年延長し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得した軽4輪車等、これは新車に限りますが、これについて適用するものであります。

4点目といたしまして、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、検診、予防接種等を受けている個人を対象として、いわゆるスイッチOHC医薬品の購入費用について、セルフメディケーション推進のための所得控除制度、これは医療費控除の控除額計算上の特例措置でございますが、これが創設されております。

5点目といたしまして、消費税率10%への引き上げ時において、自動車取得税が廃止されるとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する

環境性能割が創設されたことに伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等、所要の措置を講じるものでございます。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により、順次御説明をいたします。

101ページの上段になりますが、条例第18条の3、納税証明事項につきましては、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する規定を整備するものでございます。

101ページ中段になりますが、条例第19条、納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金についてであります。修正申告書の提出または納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告または増額更正に係る法人の町民税、個人の町民税の所得割について、期限内申告書または期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書または期限後申告書の提出により、納付すべき税額を減少させる更正があった後に、当該修正申告書の提出または増額更正があったときは、当該修正申告書の提出または増額更正により、納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う、所要の規定の整備をするものでございます。

102ページの中段になりますが、条例第34条の4、法人税割の税率についてであります。法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴い、法人税割の税率を現行の100分の12.1から100分の8.4に引き下げを行うものであります。

102ページ中段、条例第43条、普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収から、105ページ下段になりますが、条例第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続につきましては、条例第19条で御説明いたしました改正内容と同様の所要の規定の整備をするものであります。

107ページ中段、条例第80条、軽自動車税の納税義務者等についてであります。環境性能割の納税義務者等について規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備をするものであります。

107ページ下段、条例第80条の2、種別割の課税免除についてであります。現行の軽自動車税を種別割に名称変更する規定を整備するものであります。

107ページ下段、条例第81条、軽自動車税のみならず課税についてであります。軽自動車税のみならず課税について規定を定めるものでございます。

108ページ下段、条例第81条の2、日本赤十字社の所有する3輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税の範囲についてであります。条例において規定することとされている、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲について規定を整備するものであります。

108ページ下段、条例第81条の3、環境性能割の課税標準から110ページ上段、条例第

81条の9、環境性能割の課税免除につきましては、環境性能割の課税標準、税率、徴収の方法、申告納付、不申告等に関する過料、減免、課税免除について規定を整備するものでございます。

110ページ中段、条例第81条の10、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する種別割の非課税の範囲についてであります。また、条例において規定することとされている、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する種別割の非課税の範囲について規定を整備するものでございます。

110ページ中段、条例第82条、種別割の税率から113ページ下段、条例第91条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等についてであります。また、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定を整備するものでございます。

114ページ中段、附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についてであります。これはセルフメディケーション自主服薬推進のためのスイッチOTC薬控除、これは医療費控除の特例措置でございます。この創設に伴い、規定を整備するものでございます。

114ページ下段、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例から115ページ上段、附則第15条の4、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例についてであります。また、軽自動車税の環境性能割に係る賦課徴収、減免、申告納付の特例について規定を整備するものでございます。

115ページ上段、附則第15条の5、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付についてであります。また、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付について規定を整備するものでございます。

115ページ中段、附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例についてであります。また、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について規定を整備するものでございます。

115ページ下段、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例についてであります。また、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の1年延長及び環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定を整備するものでございます。

117ページ上段、附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についてであります。また、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税とするものであります。

119ページ下段、附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についてであります。また、附則第20条の2を新設することに伴う条ずれの措置をするものでございます。

124ページ上段、平成26年改正附則第5条についてであります。また、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定を整備するものでございます。

126 ページ下段、平成27年改正附則第6条、町たばこ税に関する経過措置につきましては、規定の整備をするものでございます。

なお、社会保障の安定財源等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）が平成28年11月28日にそれぞれ公布され、原則として公布の日から施行されたことに伴い、今回の町税条例等の一部を改正する条例中、法人町民税の法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税における環境性能割の創設及び現行の軽自動車税の種別割への変更等の改正規定の施行期日が平成31年10月1日に変更となりました。これに伴いまして、11月28日付、総税市第87号により、総務省自治税務局長通知により税条例の一部改正（例）が示されましたので、今後、町税条例の一部改正をすることとしております。

以上が議案第18号の補足説明であります。

続いて、議案第19号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本議案は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が平成28年3月31日に公布され、また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税法等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）が平成28年5月25日に公布され、法律と同日の平成29年1月1日から施行されることに伴い、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正をするものでございます。

このたびの主な改正点であります。1点目といたしまして、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものであります。

2点目といたしまして、町民税で分離課税される特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものであります。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により、順次御説明させていただきます。

129 ページ上段、附則第13項、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例及び同ページ下段、附則第14項、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例についてであります。町民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものであります。

130 ページ上段、附則第15条、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例及び同ページの下段になりますが、附則第16項、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例についてであります。附則第13項及び附則第14項を新設することに伴う条ずれの措置でございます。

以上が、議案第15号から議案第19号までの補足説明であります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第20号の周防大島町病院等事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案つづりの133ページをご覧いただきたいと思います。

現在、公営企業局は地方公営企業法の全部適用により、病院事業として3つの町立病院を、また、附帯事業として2つの介護老人保健施設、看護専門学校、訪問看護ステーション及び4つの居宅介護支援事業所を運営しているところでございます。

平成29年4月から地方公営企業法により水道事業を設置することに伴いまして、皆様が混同することがないように、病院事業を行っているということを明確にするために、「公営企業局」の名称を「病院事業局」に改正するものでございます。

全国病院事業管理者協議会に加入し、病院を運営している団体の名称は病院局という名称が最も多いのですが、公営企業局では病院事業及び附帯事業として介護保険事業、看護師養成事業、訪問看護事業、居宅介護支援事業及び健診事業を行っているため、病院事業局に改正するものでございます。

それに伴い、町長から権限の一部を委任されている管理者の役職名も「公営企業管理者」から「病院事業管理者」に改正するものでございます。

また、山口県人事委員会の一般職の給与等についての勧告どおり給与改定を行うことに伴い、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準ずる改正、さらに地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う、周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正により、周防大島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を改正するものでございます。

名称の改正につきましては、関係条例もあわせて改正するため、関係条例を一括して一部改正しようとするものでございます。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明いたします。

第1条は、周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。

第4条第1項中「公営企業局」を「病院事業局」に、第4条第2項中「公営企業管理者」を「病院事業管理者」に改正するものでございます。

第2条は、周防大島町公営企業局総務部設置条例の一部改正でございます。

条例の題名を周防大島町病院事業局総務部設置条例に改正し、第1条中「管理者」を「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」に、「公営企業局」を「病院事業局」に改正するもので

ございます。

第3条は、周防大島町公告式条例の一部改正でございます。

第2条第3項第12号の「周防大島町公営企業局庁舎前掲示場」を「周防大島町病院事業局庁舎前掲示場」に改正するものでございます。

第4条は、周防大島町情報公開条例の一部改正でございます。

第2条第3号中「公営企業管理者」を「病院事業管理者」に改正するものでございます。

第5条は、周防大島町職員定数条例の一部改正でございます。

第1条及び第2条第1項第8号中「公営企業局」を「病院事業局」に改正するものでございます。

第6条は、周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

第2条第4号および別表第1中「公営企業管理者」を「病院事業管理者」に改正するものでございます。

第7条は、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

別表第2備考及び別表第5備考の「公営企業局」を「病院事業局」に改正するものでございます。

第8条は、周防大島町特別会計条例の一部改正でございます。

第1条第10号「周防大島町公営企業特別会計」を「周防大島町病院事業特別会計」に改正するものでございます。

第9条及び第10条は、周防大島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

第9条は、条例の題名を周防大島町病院事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に改正し、第1条、第2条及び第21条中「企業職員」を「病院事業局企業職員」に、第5条中「管理者」を「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」に改正するものでございます。

第10条は、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じて、子に係る扶養手当の拡充に伴い、第6条の関係規定を改正するものでございます。

第17条については、周防大島町の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴い、減額対象となる休暇に介護時間を加えるものであります。また、減額対象となる休暇の規定を改正するものでございます。

第11条は、周防大島町病院等事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

第2条第1項第5号中「公営企業管理者」を「病院事業管理者」に改正するものでございます。

第12条は、周防大島町公営企業局使用料及び手数料徴収条例の一部改正でございます。

条例の題名を周防大島町病院事業局使用料及び手数料徴収条例に改正し、第2条第1項及び第3条第1項中「公営企業局」を「病院事業局」に、第4条第1項中「管理者」を「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」に改正するものでございます。

第13条は、周防大島町病院等事業修学資金貸付条例の一部改正でございます。

第2条中「管理者」を「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」に改正するものでございます。

第14条は、周防大島町個人情報保護条例の一部改正でございます。

第2条第1号中「公営企業管理者」を「病院事業管理者」に改正するものでございます。

第15条は、周防大島町長等の給与の特例に関する条例の一部改正でございます。

第1条中「公営企業管理者」を「病院事業管理者」に改正するものでございます。

第16条は、周防大島町公営企業局施設整備基金条例の一部改正でございます。

条例の題名を周防大島町病院事業局施設整備基金条例に改正し、本則中「周防大島町公営企業局」を「周防大島町病院事業局」に、「周防大島町公営企業局施設整備基金」を「周防大島町病院事業局施設整備基金」に、「周防大島町公営企業局企業会計予算」を「周防大島町病院事業局企業会計予算」に、「公営企業管理者」を「病院事業管理者」に改正するものでございます。

第17条は、周防大島町議会委員会条例の一部改正でございます。

第2条第1項第2号中「公営企業局」を「病院事業局」に改正するものでございます。

第18条は、周防大島町公営企業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正でございます。

条例の題名を周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例に改正し、第1条中「公営企業管理者」を「病院事業管理者」に、第6条中「周防大島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「周防大島町病院事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改正するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、本条例の第10条の規定による改正後の周防大島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定を公布の日から、第17条の規定を平成29年1月1日から施行するものでございます。

また、第1条から第9条及び第11条から第18条につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第15号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、質

疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第16号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第17号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 給与改定は従来、人事院勧告に基づいて行っていたと思いますが、このたびは山口県人事委員会の勧告に基づいて改正されております。人事委員会に基づき改正した理由についてお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 確かに、従来は国の人事院の勧告に基づいて改正を行ってまいりました。

昨年、平成27年から山口県の人事委員会の勧告に基づいて改定をさせていただいております。

これにつきましては考え方といたしまして、山口県の人事委員会、より地域に密着した改定を行っておりますので、それに準じて行うということで、職員労働組合とも交渉の結果、こういう措置をとらせていただいております。

○議長（荒川 政義君） 吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 先ほど人事委員会の影響額のお話もありましたけれども、人事委員会との比較しておりますか。してあればお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず1点、給料表の関係ですけれども、各号給等によって差はありますが、国の人事院の勧告より山口県の人事委員会の勧告のほうが大体月額で4,000円から9,000円程度高い状況でございます。

それと、もう1点は扶養手当について山口県の人事委員会のほうは、子供について1人当たり月額600円を引き上げるとなっていますが、国のほうにはそういった措置は今のところなされておられません。あと、勤勉手当につきましては、同率の改定となっております。

○議長（荒川 政義君） 吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 今後は、やっぱり労使交渉によって変わる可能性もあるということと解釈してよろしいのか。もう今後は、山口県人事委員会の勧告に基づくという考え方でよろ

しいのかどうなのか。それと、再任用は今現在何名おりますか。再任用職員ですね。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 基本的には山口県の人事委員会の勧告に従うという方針でございます。それと、再任用職員につきましては4名、今、短時間が3名、フルタイムが1名でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第18号周防大島町税条例等の一部改正について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） これ、地方税法の改正そのものが大変多岐にわたっているんですが、今、御説明がありました改正の中に、この固定資産税の遊休農地等に係る課税の強化や軽減、これは法律は28年4月1日に施行されているんですけども、この内容を条例化したものというのがありますでしょうか。また、この改正による影響といいますか、納税者に対する影響というのはどういうところ、法人事業税とか、軽自動車とか、そういうところにあるんでしょうけれども、個人住民税納税者に対する影響というのはどういうふうになるのか、お伺いします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず1点目の固定資産税の関係ですが、今回の改正には含まれていないということでございます。それから、いろいろ今回の改正等ございましたけども、直接住民の皆さんに影響があることとして想定されるのは、まず延滞金の計算の見直しがございます。ほとんどですが、こういった延滞金が発生することはほぼ、ほとんどないので、影響はないかと思えます。

それから、法人町民税の税率の見直し、それからあと軽自動車税の関係なんですけど、これちょっと補足説明でも触れたんですが、今回提案させていただいております条例につきましては、平成29年4月1日に消費税率が10%になるということを想定した条例、当然これ、安倍首相が6月1日ですか、31年10月までに消費税の引き上げを延期するという表明をされて、そういった状況であったんですけども、現行の法律が29年4月1日に10%になるということで、このたび条例改正させていただく提案をしておったんですが、先ほど申しましたように11月28日に、31年10月1日まで再延期するという法律が成立をいたしました。その関係の通達等がこちらに届いたのが、ちょうど11月の30日ございました。ちょうど11月30日にこの議案を発送したものですから、その改正が間に合っておりません。

ですから、29年の4月1日に消費税が10%になることを想定したまは条例になっておりますので、これがまた延長されることとなります。ですから、今回の条例で本当に影響が出る部

分というのは、軽自動車のグリーン化特例、これが今年度、この4月から来年3月までに取得した部分が1年間延長になったということ。それから、特定一般医薬品等の購入費を支払った場合の医療費の控除、要するにスイッチOTC薬の控除という部分なんですけど、ここが、これも平成30年の1月1日から施行される部分ですが、今回想定されるのは、その部分だけという状況でございます。

これがもう、ですからこういった控除につきましてはもうどなたがあつて、影響は想定まだわからないし、軽自動車のグリーン化特例につきましても何台の取得があるか、今年度のことですからまだわからないということで、ちょっと私どもで影響額が幾らというのは把握できていないというのが現状でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第19号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この改正は、本町に住所を置く外国人の方に適用されるというふうに理解していいのですか。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） これは、これに適用になる方は日本人、外国人にかかわらず、本町に住所がある方が、この今回の改正の適用になる方でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） そうすると、先ほどと同じように、影響というのはどういうふうに出てくるのかお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 先ほど申しましたように、町内に住所のある方は日本人、外国人にかかわらず対象になるということでございますが、現在のところ、この改正に対象になる方はいらっしゃるというふうに理解しております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第20号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例等の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第15号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第15号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第16号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第17号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第18号周防大島町税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第19号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第20号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第21号

○議長（荒川 政義君） 日程第26、議案第21号柳井地域広域水道企業団規約の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第21号柳井地域広域水道企業団規約の変更について、補足説明をいたします。

山口県では、明治以来、耕地番と山地番双方に同様の方法で地番が付されたことにより、同一大字区域内の耕地と山間地に同一の地番が定められ、重複地番が多数存在しております。

このため、山口地方法務局では、このような重複地番を解消し、円滑で安全な不動産取引に資するため、平成27年度から柳井市の山地番の地番変更を行っております。

山地番である柳井地域広域水道企業団事務所の所在地番につきましても、平成28年11月1日に地番変更が実施されたため、規約第4条に規定する事務所の所在地番を改正するものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論、採決に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第21号柳井地域広域水道企業団規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第22号

○議長（荒川 政義君） 日程第27、議案第22号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第22号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定議案につきまして、補足説明を申し上げます。

公の施設の指定管理者の選定に際しましては、周防大島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条第1項により選定委員会を設置することとされており、また周防大島町公の施設の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱第3条第1項において、選定委員会は、委員5人以内をもって組織すると規定されております。

選定委員につきましては、選定の透明性、公正性を図る観点から、大学教授、司法書士、これは書類審査の専門家でございますが、それと中小企業診断士、これは財務の専門家でございます、及び行政組織から、計4名で組織し、2回の選定委員会を経て、参考資料として添付しております報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところでございます。

その結果を受けまして、選定委員会にて非公募により優先交渉権者に選定された、瀬戸内海リゾート株式会社を周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間としております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） この指定管理者の選定に当たりまして、まず、非公募ということになっておりますけど、条例では公募が原則ということになっておりまして、非公募もできるという規定にはなっておりますが、非公募にした理由というものを説明をいただければと思います。

それから、指定管理料の基準額が4,950万円で、この4,950万円で協定という、提示額ということになっておりますけど、この指定管理料の積算根拠と申しますか、それと、町の積算根拠、この指定管理料基準額の積算根拠。

それから、選定委員会の審査会での選定基準、ここで審査の方法で審査基準というのがありますが、これのもう少し、もちろん詳しいものがあると思いますので、その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。（発言する者あり）参考資料があるようですので、それを配布いたします。

はい、池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） それでは、田中議員さんから指定管理について2点ほど質問をいただきました。

まず、なぜ非公募かということと、指定管理料の基準と、積算基準ということで2点ほどいただきました。

ではまず、なぜ非公募かということについてお答えいたします。

まずはじめに、本施設の概要やこれまでの選定経緯などを簡単に説明したいと思います。

久賀棕野の長浦地区に、平成5年に長浦スポーツ海浜スクエアがオープンし、続いて、平成9年にグリーンステイながうらがオープンいたしました。テニスコートや総合グラウンドと温浴施設や宿泊施設が一体となり、宿泊滞在型のスポーツゾーンを形成しております。

合併前の旧久賀町時代の本施設オープン当初から、管理運営するために設立された本町の出資団体でもある、瀬戸内海リゾート株式会社が管理運営しておりましたことは、既に御案内のとおりでございます。

さてその後、平成20年度より3年間、平成23年度より5年間、指定管理者制度のもと公募による選定を行い、瀬戸内海リゾート株式会社が指定管理者として指定され管理をしてまいりました。

平成28年度、本年度であります。昨年の12月定例会において、財務改善を進めることで1年間を非公募による選定を行い、町も出資団体である瀬戸内海リゾート株式会社が指定管理者として指定され、現在運営をしているところであります。そして、今年度が4期目の募集となっております。

本施設は、宿泊、温浴、レストラン、さらにスポーツ施設までを備えているため、全施設一体型の管理をすることにより、安定した経営ができる施設であり、本施設のような特殊な施設の管理運営には、より専門性の高い経営能力とノウハウが必要と考えております。

この考えのもと、現指定管理者は、設立当初から長年の経験により、宿泊に伴うスポーツ合宿

のノウハウが蓄積され、年間を通じて、大学やスポーツクラブなどの合宿客の誘致を行うことができるため、今後の安定した集客が見込めることや、さらに、瀬戸内のハワイという本町の観光戦略と一体となったPRに努めております。

また今年度、指定管理期間は、同社は経営改善への取り組みを行ってまいりました。その改善策として資本金1億2,500万円を1,250万円とする99%減資とし、減資の全額を繰越欠損金と相殺する形式的減資が、平成28年、ことしでございますが、6月28日定時株主総会において承認された後、本年7月25日に資本金の額の減少に伴う異議申し立て申述の官報告示を経て、8月26日に登記の変更を済ませたところであります。

減資後の節税効果も踏まえて、さらなる経営改善が期待できることから、非公募による現指定管理者の瀬戸内海リゾート株式会社を選定することとし、指定管理期間を1年から3年間とすることで、会社の債務超過の解消を目指すとともに、より効果的かつ安定した施設の運営を図ろうとするものであります。

以上の理由などから、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条、公募によらない指定管理者の候補者の選定等の公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、本町が出資している法人または公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる、との規定に該当すると認めたもので非公募としたこととさせていただきます。

次に、指定管理料の積算根拠でございます。

ただいまお手元のほうに配布したA4の1枚のペーパーでございます。この表が積算根拠でございます。

はじめにお断りをしますが、右側の6列になった表については、各指定管理者、今回で言えば、瀬戸内海リゾートから年度事業報告で提出されました実績の数字をここに入れてあります。過去5年間平均につきましては、今回の実績報告につきましては、この5年間の間に消費税の5%から8%の改正がありましたので、その関係で5年平均については、5%期間については、8%に消費税をしたもので補正したものが、過去5年間の平均のほうに数字が上がってますので、この表を単純に足して5で割っても、右の欄には落ちません。

そこだけ御理解の上、表のほうを説明させていただきます。

それでは、田中議員さんの2つ目の質問です。

積算基準でございます。積算基準につきましては、設計金額に相当するものでございます。

この積算方法の考え方ではありますが、現在、商工観光課が所管する指定管理施設については利用料金制を採用し、町が指定管理料を支出する場合は指定管理期間において、過去2年から3年、

または5年に支出した管理運営費の実績、商工観光課へ毎年提出される事業年度報告書に基づき、これを参考にし、町が見積もっております。

今回のながうらスポーツ滞在型施設につきましては、過去5年間、今回でいうとこの表、平成23年から平成27年の収入支出した管理運営経費を参考に積算をしております。

まず、収入でございます。利用料金収入及びその他の収入は、過去5年の事業実績から、指定管理期間において主になる額を計算しています。

この中にはいろんな数字、いろんな条件がありますので、そこは大まかなくくりで収入の項目を上げております。

まず、収入から御説明いたします。

平成23年度は、一番上段のグリーンステイ収入でございます。23年が2,327万6,528円から、24年、25年、26年、27年度は2,526万2,510円の実績報告書でありました。これを過去5年平均しますと、2,400万6,799円という数字が上がってきております。これを収入の各項目別に5年平均したものでございます。それで、この中で、収入の合計が5,658万8,078円となったものでございます。

ちなみに、グリーンステイ収入の主なものとしては、宿泊施設のログハウス、センターハウスの利用料金及び屋内多目的運動場でのテニスの利用料などであります。

潮風呂保養館とは温浴施設の収入、スクエア収入とは、屋外多目的運動場のテニスコートや総合グラウンドでのサッカーやアーチェリーなどの使用料が主なものです。

自主事業収入とは、農産物、土産類等の販売手数料、アイスクリーム、ジュース、カラオケ使用料などあります。

次に支出のほうにまいります。

支出の主なものは、人件費、光熱費、燃料費などがなっております。これの過去5年間平均が6,573万4,211円となっております。これを収入から支出を引いたものが、次の下の段になりますが、マイナスの914万6,133円と、水道使用料、平成26年から、以前はその付近、井戸水を使っておりましたが、26年から町水道へ完全切り替えをしております。

27年の水道使用料744万6,302円を加えまして、トータルで1,659万2,435円となりました。これが1年の収支でございます。これを議案書のとおり3年間で掛けたものが、端数処理したもので4,950万というような指定管理料の積算となっております。

次に、きょう机の上に配布しています参考資料1と2でございます。

私もこれ以上のことはないかと思いますし、今後、町のホームページで議事録も公開はする予定ですけど、選定委員さんの御意見としたら、参考資料1のほうの1ページ目——、3ページ目ですね、総評というようなことで意見をいただいております。最後の辺は、よくやっているけど

マンネリ化も感じられると、今後、閑散期の対策に力を置き、さらなる集客の向上を期待すると、期待を込めてエールを送られたところでございます。

以上でございます。

濟いません。審査基準でございますが、審査基準につきましても、先ほどの参考資料1の2ページ目になります。審査の方法という項目がございます。事業計画書の審査基準として、5つの項目を掲げております。

審査基準の1として、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること、これが配点30点。公の施設の効用を最大限に発揮するものであること、10点満点です。公の施設の適正な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られていること、50点。公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。その他町長等が別に定める事項。そういうことで、町内の雇員人数とかいうふうなことで35点の150点満点で、次のページをめくっていただきますと、3ページ目、審査結果において、600点満点中513点、100点満点に換算しますと、85.5点くらいになるんじゃないかと思いますが、そのような審査結果、基準でございました。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ありがとうございます。

今の審査基準のところなんですけど、この審査事項の中で、また個々に配点というのがあって、それを積み上げて結局513点になっていると思うんですが、1社ですし、600点満点で513点ということは、かなり高い得点だとは思いますが、非公募ということで1社ではありますけど、町の基準としてやっぱり最低ラインというか、そういうのがあれば設けておいたほうがいいんじゃないかなと思いますけど、そういうのがあるのかないのか。

それと、今の積算根拠のほうなんですけど、要するに5年間の収支の差額で年間1,650万円という赤字というんですかね、差額が出ているから、それが指定管理料になってますよという意味だと思うんですが、それに基づいて、申請者のほうもそれで申請額を提示しているから、異論はないんですけど。

ただ、町として指定管理者制度を運用するにあたって、町としての積算基準というんですかね、積み上げてこういう経費がこれだけ要るから、主体的に積み上げた金額がこれですよ。町が考える管理運営の方法によってこれだけの経費がかかるから、指定管理者にそれに応じて管理をしてもらうというのが基本的なスタンスだと思いますので、こういうやり方も一つの手段ではあると思いますが、町として人件費が幾らとか、設備費、管理費が幾らというのを積み上げて、この指定管理料というのは算出されるべきだと思いますので、その辺の積算基準というのがあるのかど

うか、ないのであれば、これからその整備に向けて検討していただきたいなと思います。

それと、非公募の部分については6条を適用されたということにはなりますけど、6条を適用するという事は一つの例外、例外というか、原則ではない方法で指定管理者を指定しているということなんで、指定管理者制度、どちらかという町が民間に委任して管理運営を任せる。そこでもう手を切るんじゃないかと、6条適用しているからこそ、その辺の町としての責任もあると思いますので、その辺はしっかりフォローというんですか、サポートしていく体制をつくっていただきたいなと思います。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） まず1点目ですが、もし点数が低かったらどうなのかということでございますが、商工観光課の観光施設の選定委員会の中では、いろいろなことが今までもありました。点数が低いときもありました。そのときは、選定委員会の中でも、まず議論していただく。委員さんからも最低の定義の点数がどうなのかという意見もありました。最終的には選定委員会の意見書をもって、町がというか、町長が最終的には決定することと思います。

それは、そのときのケース・バイ・ケースになろうと思いますし、低くても適切に管理できると判断すればすることもあろうかと思えます。

次に積算基準、積算の方法になろうかと思いますが、田中議員さんもこれまでいろんな経験をされて、基準についてはいろんな御意見をお持ちということは、私も認識しております。

今の周防大島町の、特に観光施設の積算については実績方式、過去2年から5年にかけての実績方式で積算をしています。田中議員さん言われるのは多分、賃金の単価なりの、まず基準を設けて基準を積算、土木の積算みたいな、というような公の単価をつくれというような意味合いだと思えますけど、それも一つの方法だとは思いますが、なかなかどれを基準にするかというのは、いろいろ議論があります。

議会の中でもいろんな積算基準については、指定管理料の適正についてはいろんな指摘も受け、議論もしてきたとございますが、いろんな角度から積算についても検討はしております。

類似施設の指定管理料とか、それなりにいろいろなことをしていますので、どれが一番適正かというのは、いろいろな議論があるんで、これといったことは言い切れませんが、当面、観光施設の指定管理料については、今の実績方式を当面採用していくというふうに考えております。

もう一点最後の非公募の話なんですけど、確かに田中議員さん言われるように、3条ですか、するものとするということで、ある程度義務付けというか、6条において、ただし書きで行政の裁量ということ認めてございますので、何もかも非公募ということじゃなしに、その辺を加味しながら、議会の議員さんの意見も聞きながら、慎重にしていきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ありがとうございます。

最後に積算のところだけ、こうして、要するに赤字が出ているということは、事業者は、指定管理者はすごい切り詰めてやっていると思うんですよ。その切り詰めた金額が指定管理料になっているということは、要するに人件費、例えば、一番切るところは人件費になるんですけど、人件費が最低のところまで抑えられている積算で町は発注している、発注というか公募にかけているということになるんで。

それは、やっぱり公共としての積算のあり方としては、ちょっと問題があるんじゃないかなとは思いますが、その辺が、例えば、正規のというか、最低賃金を割るようなことがあってはいけませんけど、例えば町として委託をするのにふさわしい人件費というのが、一定のラインがあると思いますから、その辺を積み上げて積算した指定管理料によって公募を出して、あとは事業者が、応募者が幾ら下げて努力するか、そこは経営努力になってくるとと思いますので、その積算基準のところはきちっと町としての積算基準をもって、単価をもって、指定管理料というのも出していかなきゃいけないのではないかな、っていうのが、結局こうして赤字分を指定管理料にすると、指定管理者としては、経営努力というか、赤字を少なくしようというモチベーションというんですかね、黒字にすれば、結局、近づければ指定管理料が減っていくわけですから、その部分のモチベーションが働かなくなるから、本末転倒の状態にもなるんで、やはりそこはきちっと町としての指定管理料の思想というんですかね、組み立て方を持つべきだと、私は思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 私のほうから、あとは部長のほうからお願いしますが、2点ほどお答えしたいと思います。

1つは、非公募ということでございますが、非公募は今、議員さんよく御理解いただいていると思いますが、一つには第三セクターであるということ、もう一つはこの指定管理者制度が始まる以前から、言うなれば、このシステムができたときからずっとやっておる会社であると、第三セクターであるということで、この施設に関してのノウハウというのは一番持っている事業体だというふうに思っております。

そして、それが、まさに経験であり、そしてこの事業体自体が三セクであることからしても、町内からの雇用者をたくさん抱えておるとすることも理由の一つだというふうに思っております、非公募でやらしていただくということに決定したわけでございます。

ただ、この非公募でやるということについては、議会の構成も相当変わっておりますので、少し昨年のことを申し上げておきたいのですが、昨年の6月11日に、そして昨年の7月21日に

第2回、そして9月4日に第3回、そして9月の11日に第4回と、全員協議会を行わせていただきました。

それは、昨年、今現在ですね、昨年全員協議会で御説明したんですが、今年1年間、28年度から実は、非公募で指定管理を行いたいということからして、その説明を全員協議会で4回に渡ってから議会の皆さん方と協議をいたしました。

そして、その中で出たことは、一番の問題は、この第三セクターの財務内容が余りにも悪過ぎるのではないか、そういう財務内容が悪いところに、本当に指定管理をさせてもいいのかどうかということで、議論がずっと進んできたわけです。

その中で、ほかの議員さんは皆、当然覚えておられると思いますが、その中で、もっともっと、このまず財務内容を、この第三セクターをよくしないと、私たちはこの案を認めるわけにはいかんじゃないかと、指定管理者としてから本当に能力が発揮できんことにもつながるのではないか、というような議論が行われました。

そういうことで、私たちも、実は周防大島町も一株主であるだけなんですけど、当然、町という立場でありますので、経営者のほうと、そしてまた大株主のほうともその協議もずっと続けてまいりました。

そして、財務改善を徹底的にやっていくんだということの、大株主やそしてまた、現経営者との話を詰めていって、そして、最終的に9月の11日の第4回全員協議会で、こういう財務改善やっていくということになりましたので、ぜひとも平成28年度の指定管理については、1年間になったんですが、非公募でやっていこうという議会との、一応、全員協議会での話になりました。

それは、財務改善はどういうことやるかということで、いろいろな財務改善の内容をお示ししまして、そして、昨年の12月に議決をいただき、それは1年間だったんです。今1年間なんですけど、なぜ1年間かというのと、この1年間の財務改善の内容をきちっと見て、そしてその後の、まさにきょうですね、その後の次のことは、この財務改善がどこまで進んだらいいかということを見てから考えようじゃないかというふうなこともありましたので、そういうことで、今現在は1年間の指定管理になっています。

そういうことで、財務改善を大胆に進めていくということでございましたので、先ほど部長のほうからも話がありましたが、会社の経営改善策として、まず平成28年の、ことしですか、6月28日の株主総会で1億2,500万円の資本金を125万円に減資をする、約1億2,300万円くらいですが、株主さんから了解をいただいて、総会決議を、特別決議を行いました。

ということで、その減資をした分ほどが、結果的には累積債務を削減できるということになります。

したので、1億7,800万円余りの累積債務が5,300万円くらいになってきております。形式的な形だけだというふうに批判される方もおりますが、いずれにしましても、それは一つの経営改善策の第一弾でございました。

それをもって今回、3年間の非公募の指定管理を、お願いをするということになっておるわけでございます。それが今まで非公募にした大きな理由でございまして、今回は、今回初めて出すわけじゃなくて、去年1年間ずっとかけてきて議論してきた、そしてまた去年の12月に非公募で指定管理をお願いした。そしてまた、それが今回のこの指定管理の議案につながっているということで、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

もう一点、指定管理料でございますが、指定管理料は、まさに収入と支出の差額を指定管理料で埋めるという単純な形に見えますが、実は、収入のほうは当然明らかにすぐ実績でわかるわけですが、支出のほうとすれば、例えば人件費ですね、人件費の中の給料の高い人間をたくさん雇用すれば、それじゃあどんどんこれが、この事業が上手くいくのかということもよくわかりません。

そこで、人数とか人件費ですね、その事業に携わる、その会社の営業に携わる人数とか、または1人当たりの人件費額、給料額といってもいいんですが、給料が高いか安いかにいうことで、モチベーションが上がる、上がらないというようなこともありました。いずれにしましても、その人件費が何が一番適正な額なのかということは、なかなか私たちではつかみにくいということからして、実績に基づいてということになっております。

ただ、実績にもう少しと言いますか、支出のほうに多い目にウエイトをかけると、それは指定管理者としては非常にやりやすくなるというふうにも思っています。

ただ、そこには非常にアバウトなところがどうしても入っておるんですね。何がそういうことになるかと言うたら、以前、これ5年間で指定管理やった時期があります。

そうしたら、その間に燃料が高騰したんで、暴騰したんですね。そうしますと、なかなか指定管理料を中途でから変更するということはできません。そうしますと、非常にこの指定管理者のほうに大きな負担がかかってきたという時期がございました。

これはここだけじゃありませんよ。ほかの施設もたくさんありましたから、どこも同じだったんですが、その後に、今度は燃料費が上がったからといって、次は、今度指定管理料を次の改定の際に上げました。そしたら、今度は燃料費が低く落ちついているという状況にありますので、そういうこともいろいろあって、なかなか支出と収入の差額をどういうふうに埋めていくかというのが、大変難しいというところでございますが、今、議員さんから御提案がありました。余り厳しくやって、モチベーションが上がらんというようなこのないよにという御提案をいただきましたので、ぜひとも、これからもそうしていきたいと思っております。

ただ、この施設で言いますと、グリーンステイというところは宿泊施設です。そして潮風呂保養館は、いうなれば温浴施設でお客様用です。そしてもう一つは、スクエアっていうスポーツ施設なんです。

それで、ぜひとも私が長として、この指定管理者のほうに申し上げておるのは、グリーンステイという宿泊施設と、そして潮風呂保養館と、そしてレストランと、この3つは絶対に赤字にしてくれたら困ると。

あとの体育スポーツ施設は、これは料金が非常に格安なので、経営的にプラスになることが少ないので、その分の管理費については、いずれにしましても、指定管理料で負わなければならないだろうということを言っております。

そこで、先ほどあった人件費のことなんですが、人件費も、例えばあんだけ大きな広い施設ですから、物すごい管理費がかかります。それもほとんどがスポーツ施設のほうの、法面の草刈りとか、そういう管理にすごいかかるんです。

だから、それらのことにしましても、余り厳しくして結果的に経営改善に一生懸命努力をしても、そのことが実現しないということになれば、本末転倒だと言われるとおりでと思います。

私たちもそこを適正な指定管理というのを、これからもきちんと調査し、精査し、研究していかなければならないというふうに思っておるところでございますので、ぜひとも御理解いただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論、採決に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第22号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後3時37分休憩

.....
午後3時50分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28. 周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（荒川 政義君） 日程第28、周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を議題とします。

本選挙は、地方自治法第182条第1項の規定により、本日提案するものであります。

御承知のとおり、選挙管理委員は地方自治法第181条第2項及び第183条第1項の規定により4名をもって組織され、任期は4年であります。

なお、補充員についても地方自治法第182条第2項の規定により、委員と同数の4名選挙することになっております。この補充員は委員に欠員が生じた場合、あらかじめ決められた順番により、補充されることとなっております。

これより周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、したがって、議長が指名することに決定しました。

指名いたします。周防大島町選挙管理委員会委員に、金崎哲男氏、前崎浩二氏、川本卓氏、山本専人氏、以上4名を指名いたします。

お諮りします。ただいま、指名しました4名を地方自治法第118条第3項の規定により、周防大島町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、よって、ただいま、指名のとおり、周防大島町選挙管理委員会委員に金崎哲男氏、前崎浩二氏、川本卓氏、山本専人氏を、以上4名の方が当選されました。

続きまして、周防大島町選挙管理委員会委員の補充員について、山中亮吾氏、中野宏生氏、八幡清治氏、末武保氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、指名しました4名を地方自治法第118条第3項の規定により、

周防大島町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、よって、ただいま、指名のとおり、周防大島町選挙管理委員会委員補充員に、山中亮吾氏、中野宏生氏、八幡清治氏、末武保氏、以上4名の方が当選されました。

次に、補充員の順序について、お諮りいたします。補充員の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、したがって、補充員の順序は、ただいま指名した順序に決定しました。

なお、当選人に対する告知につきましては、会議規則第33条第2項の規定により、議長より当選人に告知いたします。

日程第29. 地域活性化特別委員会の設置について

○議長（荒川 政義君） 日程第29、地域活性化特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。本案について、お手元に配布のとおり、委員会条例第5条の規定により、7名の委員で構成する地域活性化特別委員会を設置し、地域資源を活用した人口定住に向けての調査・研究について、これに付託の上、期間は平成28年12月7日から平成30年12月6日までとし、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案について、7名の委員で構成する地域活性化特別委員会を設置し、地域資源を活用した人口定住に向けての調査・研究について、これに付託の上、期間は平成28年12月7日から平成30年12月6日までとし、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました地域活性化特別委員会の委員の選任について、委員会条例第7条第4項の規定により、新田健介議員、田中豊文議員、吉田芳春議員、平野和生議員、新山玄雄議員、小田貞利議員、荒川政義議員、以上7名を指名したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました7名の議員を、地域活性化特別委員会委員に選任することに決定しました。

日程第30. 防災対策特別委員会の設置について

○議長（荒川 政義君） 日程第30、防災対策特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本案については、お手元に配布のとおり、委員会条例第5条の規定により、7名の委員で構成する防災対策特別委員会を設置し、近年、自然災害による甚大な被害が頻発している。これらの災害に備えるため日ごろからの準備が急務であり、町内全域としてまた各地域としてどのように取り組んでいけばよいかの調査・研究について、これに付託の上、期間は平成28年12月7日から平成30年12月6日までとし、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いを。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については、7名の委員で構成する防災対策特別委員会を設置し、近年、自然災害による甚大な被害が頻発している。これらの災害に備えるため日ごろからの準備が急務であり、町内全域としてまた各地域としてどのように取り組んでいけばよいかの調査・研究について、これに付託の上、期間は平成28年12月7日から平成30年12月6日までとし、閉会中の継続審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました防災対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、藤本浄孝議員、吉村忍議員、砂田雅一議員、松井岑雄議員、尾元武議員、中本博明議員、久保雅己議員、以上7名を指名したいと思いを。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました7名の議員を、防災対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは直ちに地域活性化特別委員会と防災対策特別委員会の正・副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午後3時57分休憩

.....

午後4時05分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域活性化特別委員会と防災対策特別委員会の正・副委員長が報告されております。

地域活性化特別委員会委員長、平野和生議員、副委員長、新田健介議員が互選されました。防災対策特別委員会委員長、尾元武議員、副委員長、砂田雅一議員が互選されました。よろしくお願いを申し上げます。

日程第31. 議会広報編集特別委員会の設置について

○議長（荒川 政義君） 日程第31、議会広報編集特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本案については、お手元に配布のとおり、委員会条例第5条の規定により、7人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報編集発行について、これに付託の上、期間は平成28年12月7日から平成30年12月6日までとし、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって本案については、7人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報編集発行について、これに付託の上、期間は平成28年12月7日から平成30年12月6日までとし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、藤本浄孝議員、新田健介議員、吉村忍議員、平野和生議員、松井岑雄議員、新山玄雄議員、久保雅己議員、以上7名を指名したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、よって、ただいま指名をいたしました7名の議員を、議会広報編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは直ちに議会広報編集特別委員会の正・副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後4時07分休憩

.....
午後4時18分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報編集特別委員会の正・副委員長が報告されております。委員長に新山玄雄議員、副委員長に藤本浄孝議員が互選されました。よろしくお祈りを申し上げます。

日程第32. 猪対策特別委員会の設置について

○議長（荒川 政義君） 日程第32、猪対策特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本案については、お手元に配布のとおり、委員会条例第5条の規定により、7名の委員で構成する猪対策特別委員会を設置し、近年、人災こそ発生していないもののイノシ

シ被害が増大している。これ以上の被害を拡大させないためにも早急な対策が必要であり、議会としてもどのように取り組んでいけばよいかの調査・研究について、これに付託の上、期間は平成28年12月7日から平成30年12月6日までとし、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については、7名の委員で構成する猪対策特別委員会を設置し、近年、人災こそ発生していないもののイノシシ被害が増大している。これ以上の被害を拡大させないためにも早急な対策が必要であり、議会としてもどのように取り組んでいけばよいかの調査・研究について、これに付託の上、期間は平成28年12月7日から平成30年12月6日までとし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました猪対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、藤本浄孝議員、新田健介議員、吉村忍議員、平野和生議員、尾元武議員、中本博明議員、小田貞利議員、以上7名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、よって、ただいま指名をいたしました7名の議員を、猪対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは直ちに猪対策特別委員会の正・副委員長の互選をお願いいたします。
暫時休憩をいたします。

午後4時20分休憩

.....

午後4時23分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

猪対策特別委員会の正・副委員長が報告されております。委員長、小田貞利議員、副委員長、吉村忍議員が互選されました。よろしく願いをいたします。

.....

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。次の会議は12月16日金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午後4時24分散会

.....